

名古屋市地域防災計画

— 地震災害対策計画編 —

<平成25年6月・修正案>

名古屋市防災会議

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																
1	103	<p>第1節 略</p> <p>第2節 地震災害警戒本部等の設置及び運営</p> <p>第1 地震災害警戒本部設置前に行う事項</p> <p>1～2 略</p> <p>3 地震対策連絡会議の設置</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 連絡会議は、東庁舎8階災害対策本部室に設置し、その庶務は消防局防災部防災室が行う。</p> <p>略</p> <p>第3 地震災害警戒本部の組織及び運営等</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 本部室</p> <p>ア 構成</p> <table border="1"> <tr> <td>幹事長</td> <td>消防局防災部長</td> </tr> <tr> <td>副幹事長</td> <td>消防局防災部防災室長</td> </tr> <tr> <td>幹事</td> <td>各部に属する参事、部長、課長、主幹の職にある者のうちから各部長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>連絡員</td> <td>各部に属する職員のうちから各部長が指名する者</td> </tr> </table> <p>略</p>	幹事長	消防局防災部長	副幹事長	消防局防災部 防災室長	幹事	各部に属する参事、部長、課長、主幹の職にある者のうちから各部長が指名する者	連絡員	各部に属する職員のうちから各部長が指名する者	<p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 地震災害警戒本部等の設置及び運営</p> <p>第1 地震災害警戒本部設置前に行う事項</p> <p>1～2 略</p> <p>3 地震対策連絡会議の設置</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 連絡会議は、東庁舎8階災害対策本部室に設置し、その庶務は消防局防災部災害対策課が行う。</p> <p>略</p> <p>第3 地震災害警戒本部の組織及び運営等</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 本部室</p> <p>ア 構成</p> <table border="1"> <tr> <td>幹事長</td> <td>消防局防災部長</td> </tr> <tr> <td>副幹事長</td> <td>消防局防災部災害対策課長</td> </tr> <tr> <td>幹事</td> <td>各部に属する参事、部長、課長、主幹の職にある者のうちから各部長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>連絡員</td> <td>各部に属する職員のうちから各部長が指名する者</td> </tr> </table> <p>略</p>	幹事長	消防局防災部長	副幹事長	消防局防災部 災害対策課長	幹事	各部に属する参事、部長、課長、主幹の職にある者のうちから各部長が指名する者	連絡員	各部に属する職員のうちから各部長が指名する者	組織改正に伴う修正
幹事長	消防局防災部長																			
副幹事長	消防局防災部 防災室長																			
幹事	各部に属する参事、部長、課長、主幹の職にある者のうちから各部長が指名する者																			
連絡員	各部に属する職員のうちから各部長が指名する者																			
幹事長	消防局防災部長																			
副幹事長	消防局防災部 災害対策課長																			
幹事	各部に属する参事、部長、課長、主幹の職にある者のうちから各部長が指名する者																			
連絡員	各部に属する職員のうちから各部長が指名する者																			

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																
		<p>◎ 別表3-2-1 地震災害警戒本部の部及び区本部の事務分掌</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の参集状況の確認及び報告 各部・区本部は、職員が出動し、配備につくことを確認すると同時に決められた時期ごとにその状況を庶務部（本部設置前は消防局防災部防災室）へ報告する。</p> <p>略</p>	<p>◎ 別表3-2-1 地震災害警戒本部の部及び区本部の事務分掌</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の参集状況の確認及び報告 各部・区本部は、職員が出動し、配備につくことを確認すると同時に決められた時期ごとにその状況を庶務部（本部設置前は消防局防災部災害対策課）へ報告する。</p> <p>略</p>																	
2	113	<p>2 個別事項</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>市民経済部</td> <td>市民経済局</td> <td>市民経済局長</td> <td> 1 略 2 調達物資（生活必需品）の確保、配布に関すること。 3～6 略 </td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>子ども青少年部</td> <td>子ども青少年局</td> <td>子ども青少年局長</td> <td> 1、2 略 3 調達物資（食品）の確保、配布の準備に関すること。 4 略 </td> </tr> </table> <p>略</p>	市民経済部	市民経済局	市民経済局長	1 略 2 調達物資（ 生活必需品 ）の確保、配布に関すること。 3～6 略	子ども青少年部	子ども青少年局	子ども青少年局長	1、2 略 3 調達物資（ 食品 ）の確保、配布の準備に関すること。 4 略	<p>2 個別事項</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>市民経済部</td> <td>市民経済局</td> <td>市民経済局長</td> <td> 1 略 2 調達物資（削除）の確保、配布の準備に関すること。 3～6 略 </td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>子ども青少年部</td> <td>子ども青少年局</td> <td>子ども青少年局長</td> <td> 1、2 略 3 調達物資（削除）の確保、配布の準備に関すること。 4 略 </td> </tr> </table> <p>略</p>	市民経済部	市民経済局	市民経済局長	1 略 2 調達物資（ 削除 ）の確保、配布の 準備 に関すること。 3～6 略	子ども青少年部	子ども青少年局	子ども青少年局長	1、2 略 3 調達物資（ 削除 ）の確保、配布の準備に関すること。 4 略	<p>文言整理</p>
市民経済部	市民経済局	市民経済局長	1 略 2 調達物資（ 生活必需品 ）の確保、配布に関すること。 3～6 略																	
子ども青少年部	子ども青少年局	子ども青少年局長	1、2 略 3 調達物資（ 食品 ）の確保、配布の準備に関すること。 4 略																	
市民経済部	市民経済局	市民経済局長	1 略 2 調達物資（ 削除 ）の確保、配布の 準備 に関すること。 3～6 略																	
子ども青少年部	子ども青少年局	子ども青少年局長	1、2 略 3 調達物資（ 削除 ）の確保、配布の準備に関すること。 4 略																	

地震災害対策計画編

連番	頁	修	正	前	修	正	後	備考	
		緑 政 土 木 部	緑 政 土 木 局	緑 政 土 木 局長	1、2 略 3 米穀の 集荷 及び取扱機 関との連絡調整に関する こと。 4～5 略	緑 政 土 木 部	緑 政 土 木 局長	1、2 略 3 米穀の 調達要請 及び取 扱機関との連絡調整に関 すること。 4～5 略	
		略			略				
3	131	<p>第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>第1 略</p> <p>第2 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>1 食品及び生活必需品、医薬品等の確保 略 (1) 略 (2) 医薬品等の確保 ア 市立の病院、保健所等に保有又は備蓄する医薬品等の数量等を点検、確認し、応急医療体制の確立を図る。</p> <p>略</p> <p>第3 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の広報</p> <p>地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、広報活動を実施する。 広報の手段としては、サイレン、広報車、テレビ、ラジオ等を活用する。</p> <p>1～2 略</p>			<p>第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>第1 略</p> <p>第2 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>1 食品及び生活必需品、医薬品等の確保 略 (1) 略 (2) 医薬品等の確保 ア 市立(削除)病院、保健所等に保有又は備蓄する医薬品等の数量等を点検、確認し、応急医療体制の確立を図る。</p> <p>略</p> <p>第3 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の広報</p> <p>地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、広報活動を実施する。 広報の手段としては、同報無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用する。</p> <p>1～2 略</p>			<p>文言整理</p>	

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考												
4	141	<p>3 相談窓口 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>窓 口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震防災応急対策一般に関すること。</td> <td>各区総務課 消防局防災部防災室</td> </tr> <tr> <td>交通状況に関すること。 (1) J R 東海の運行に関すること。 (2) 地下鉄、市バスの運行に関すること。 (3) 道路交通対策に関すること。 (4) 交通情報に関すること。</td> <td>J R 東海各駅 交通局（広報広聴室、テレホンセンター、地下鉄各駅、市バス各営業所） 愛知県警察（交通部交通規制課、各警察署） 愛知県警察（交通部交通管制課）</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	事 項	窓 口	地震防災応急対策一般に関すること。	各区総務課 消防局防災部 防災室	交通状況に関すること。 (1) J R 東海の運行に関すること。 (2) 地下鉄、市バスの運行に関すること。 (3) 道路交通対策に関すること。 (4) 交通情報に関すること。	J R 東海各駅 交通局（広報広聴 室 、テレホンセンター、地下鉄各駅、市バス各営業所） 愛知県警察（交通部交通規制課、各警察署） 愛知県警察（交通部交通管制課）	<p>3 相談窓口 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>窓 口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震防災応急対策一般に関すること。</td> <td>各区総務課 消防局防災部災害対策課</td> </tr> <tr> <td>交通状況に関すること。 (1) J R 東海の運行に関すること。 (2) 地下鉄、市バスの運行に関すること。 (3) 道路交通対策に関すること。 (4) 交通情報に関すること。</td> <td>J R 東海各駅 交通局（広報広聴課、テレホンセンター、地下鉄各駅、市バス各営業所） 愛知県警察（交通部交通規制課、各警察署） 愛知県警察（交通部交通管制課）</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	事 項	窓 口	地震防災応急対策一般に関すること。	各区総務課 消防局防災部 災害対策課	交通状況に関すること。 (1) J R 東海の運行に関すること。 (2) 地下鉄、市バスの運行に関すること。 (3) 道路交通対策に関すること。 (4) 交通情報に関すること。	J R 東海各駅 交通局（広報広聴 課 、テレホンセンター、地下鉄各駅、市バス各営業所） 愛知県警察（交通部交通規制課、各警察署） 愛知県警察（交通部交通管制課）	組織改正に伴う修正
事 項	窓 口															
地震防災応急対策一般に関すること。	各区総務課 消防局防災部 防災室															
交通状況に関すること。 (1) J R 東海の運行に関すること。 (2) 地下鉄、市バスの運行に関すること。 (3) 道路交通対策に関すること。 (4) 交通情報に関すること。	J R 東海各駅 交通局（広報広聴 室 、テレホンセンター、地下鉄各駅、市バス各営業所） 愛知県警察（交通部交通規制課、各警察署） 愛知県警察（交通部交通管制課）															
事 項	窓 口															
地震防災応急対策一般に関すること。	各区総務課 消防局防災部 災害対策課															
交通状況に関すること。 (1) J R 東海の運行に関すること。 (2) 地下鉄、市バスの運行に関すること。 (3) 道路交通対策に関すること。 (4) 交通情報に関すること。	J R 東海各駅 交通局（広報広聴 課 、テレホンセンター、地下鉄各駅、市バス各営業所） 愛知県警察（交通部交通規制課、各警察署） 愛知県警察（交通部交通管制課）															
5	142	<p>第 4 避難対策</p> <p>略</p> <p>1 市が行う避難対策（第3章 第13節 参照）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難対象地区への広報等 避難対象地区の住民等に対しては、平常時から、避難所マップ、<u>パンフレット</u>等により、次の事項の周知を図る。</p> <p>略</p>	<p>第 4 避難対策</p> <p>略</p> <p>1 市が行う避難対策（第2章 第13節 参照）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難対象地区への広報等 避難対象地区の住民等に対しては、平常時から、避難所マップ <u>(削除)</u> 等により、次の事項の周知を図る。</p> <p>略</p>	時点修正												
6	149	<p>第 5 帰宅困難者対策</p> <p>警戒宣言時、公共交通機関の運行停止等により、多数の通勤者、通学者、旅行者等の帰宅又は強化地域外への移動（以下「帰宅等」という。）が困難になると予測される。その対策について</p>	<p>第 5 帰宅困難者対策</p> <p>災害発生時や警戒宣言時、公共交通機関の運行停止等により、多数の通勤者、通学者、旅行者等の帰宅又は強化地域外への移動（以下「帰宅等」という。）が困難になると予測される。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正												

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>ては以下のとおりとする。</p> <p>1 事前対策 (1)、(2) 略</p> <p>(3) 略 (4) 略 略</p>	<p>その対策については以下のとおりとする。</p> <p>1 事前対策 (1)、(2) 略</p> <p><u>(3) 市は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策に努める。</u></p> <p><u>(4) 国、地方公共団体、関係事業所等は、都市再生緊急整備地域において、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画の作成に努め、官民連携による当該地域の安全確保策を進めるものとする。</u></p> <p>(5) 略 (6) 略 略</p>	
7	176	<p>第16 市が管理又は運営等する施設に関する対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 不特定かつ多数の者が出入りする施設等 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個別事項 ア、イ 略 ウ 施設別の措置 略</p>	<p>第16 市が管理又は運営等する施設に関する対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 不特定かつ多数の者が出入りする施設等 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個別事項 ア、イ 略 ウ 施設別の措置 略</p>	閉館に伴う修正

地震災害対策計画編

連番	頁	修	正	前	修	正	後	備考	
		資源選別施設、環境事業所、作業場、工場、処分場	継続	・自己搬入者等に東海地震注意情報招集を伝達し安全確保の指導	中止	資源選別施設、環境事業所、作業場、工場、処分場	継続	・自己搬入者等に東海地震注意情報招集を伝達し安全確保の指導	
		環境局 なごや生物多様性センター、環境学習センター、環境科学調査センター、 <u>リサイクル推進センター</u> 、南リサイクルプラザ（プラザ棟）	休館		休館	環境局 なごや生物多様性センター、環境学習センター、環境科学調査センター、 <u>(削除)</u> 南リサイクルプラザ（プラザ棟）	休館	休館	
		略			略				
8	177	東山動植物園	休園	・指定動物の獣舎への収容、施錠、 <u>猛獣</u> 捕獲体制の確認	休園	東山動植物園	休園	・指定動物の獣舎への収容、施錠、 <u>動物</u> 捕獲体制の確認	文言整理
		緑政土木局 農業センター	休園	・家畜、家畜舎の点検・安全確認等	休園	緑政土木局 農業センター	休園	・家畜、家畜舎の点検・安全確認等	

地震災害対策計画編

連番	頁	修	正	前	修	正	後	備	考								
		みどりが丘公園	<ul style="list-style-type: none"> 来園者に情報を伝達し(看板・園内放送等)帰宅の促し 園内工事業者に情報提供し、対応を指示 	<ul style="list-style-type: none"> 園内を巡視し、滞留者、帰宅困難者がいないか確認 園内の工事、危険箇所を巡園し、保全措置の点検、確認 	みどりが丘公園 会館	<ul style="list-style-type: none"> 来園者に情報を伝達し(看板・園内放送等)帰宅の促し 園内工事業者に情報提供し、対応を指示 	<ul style="list-style-type: none"> 園内を巡視し、滞留者、帰宅困難者がいないか確認 園内の工事、危険箇所を巡園し、保全措置の点検、確認 										
		略	略	略	略	略	略										
		略	略	略	略	略	略										
		略			略												
9	190	<p>第6節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>略</p> <p>第2 本部の組織及び運営</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 本部室</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 本部幹事会議</p> <p>ア 構成</p> <table border="1"> <tr> <td>幹事長</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>副幹</td> <td>消防局防災部防災室長</td> </tr> </table>			幹事長	略	副幹	消防局防災部 防災室長	<p>第6節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>略</p> <p>第2 本部の組織及び運営</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 本部室</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 本部幹事会議</p> <p>ア 構成</p> <table border="1"> <tr> <td>幹事長</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>副幹</td> <td>消防局防災部災害対策課長</td> </tr> </table>			幹事長	略	副幹	消防局防災部 災害対策課長		組織改正に伴う修正
幹事長	略																
副幹	消防局防災部 防災室長																
幹事長	略																
副幹	消防局防災部 災害対策課長																

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前				修正後				備考																																
		略		<table border="1"> <tr><td>事長</td><td></td></tr> <tr><td>幹事</td><td>略</td></tr> <tr><td>連絡員</td><td>略</td></tr> </table>		事長		幹事	略	連絡員	略	略		<table border="1"> <tr><td>事長</td><td></td></tr> <tr><td>幹事</td><td>略</td></tr> <tr><td>連絡員</td><td>略</td></tr> </table>		事長		幹事	略	連絡員	略																					
事長																																										
幹事	略																																									
連絡員	略																																									
事長																																										
幹事	略																																									
連絡員	略																																									
10	194	<p>◎別表 3-6-1</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部及び区本部の名称</th> <th>担当局・区</th> <th>部長又は区本部長</th> <th>主な任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民経済部</td> <td>市民経済局</td> <td>市民経済局長</td> <td>1、2 略 3 調達物資 <u>(生活必需品)</u> の確保、配布に関すること 4~7 略</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>				部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	主な任務	市民経済部	市民経済局	市民経済局長	1、2 略 3 調達物資 <u>(生活必需品)</u> の確保、配布に関すること 4~7 略	環境部	略	略	略	健康福祉部	略	略	略	<p>◎別表 3-6-1</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部及び区本部の名称</th> <th>担当局・区</th> <th>部長又は区本部長</th> <th>主な任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民経済部</td> <td>市民経済局</td> <td>市民経済局長</td> <td>1、2 略 3 調達物資 <u>(削除)</u> の確保、配布の <u>準備</u> に関すること 4~7 略</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>				部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	主な任務	市民経済部	市民経済局	市民経済局長	1、2 略 3 調達物資 <u>(削除)</u> の確保、配布の <u>準備</u> に関すること 4~7 略	環境部	略	略	略	健康福祉部	略	略	略	文言整理
部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	主な任務																																							
市民経済部	市民経済局	市民経済局長	1、2 略 3 調達物資 <u>(生活必需品)</u> の確保、配布に関すること 4~7 略																																							
環境部	略	略	略																																							
健康福祉部	略	略	略																																							
部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	主な任務																																							
市民経済部	市民経済局	市民経済局長	1、2 略 3 調達物資 <u>(削除)</u> の確保、配布の <u>準備</u> に関すること 4~7 略																																							
環境部	略	略	略																																							
健康福祉部	略	略	略																																							

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前				修正後				備考
		子ども青少年部	子ども青少年局	子ども青少年局長	1、2 略 3 調達物資(食品)の確保、配布に関するすること 4 略	子ども青少年部	子ども青少年局	子ども青少年局長	1、2 略 3 調達物資(削除)の確保、配布の準備に関すること 4 略	
		略				略				
		部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	主な任務	部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	主な任務	
		住宅都市部	略	略	略	住宅都市部	略	略	略	
		緑政土木部	緑政土木局	緑政土木局長	1～5 略 6 米穀の集荷及び取扱機関との連絡調整に関すること 7 略	緑政土木部	緑政土木局	緑政土木局長	1～5 略 6 米穀の調達要請及び取扱機関との連絡調整に関すること 7 略	
		学校部	略	略	略	学校部	略	略	略	
		上下水道部	上下水道局	上下水道局長	1 水道水の供給に関すること 2、3 略	上下水道部	上下水道局	上下水道局長	1 水道水等・工業用水道の供給に関すること 2、3 略	

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		略	略	
11	198	<p style="text-align: center;">第 7 節 初動活動体制</p> <p>第 1 略 第 2 震度別の初動活動等</p> <p>略</p> <p>1 震度4の初動活動 (1) 勤務時間内 ア、イ 略 ウ 地震・津波情報の収集及び伝達 総括部を中心に各部は、地震発生直後、市役所庁舎内の地震計及び名古屋地方気象台、愛知県、テレビ・ラジオ等から地震・津波情報を収集するとともに、総括部は各部、区本部等へ最新情報を伝達する。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 節 初動活動体制</p> <p>第 1 略 第 2 震度別の初動活動等</p> <p>略</p> <p>1 震度4の初動活動 (1) 勤務時間内 ア、イ 略 ウ 地震・津波情報の収集及び伝達 総括部を中心に各部は、地震発生直後、市有及び市役所庁舎内等の地震計及び名古屋地方気象台、愛知県、テレビ・ラジオ等から地震・津波情報を収集するとともに、総括部は各部、区本部等へ最新情報を伝達する。</p>	文言整理
12	205	<p style="text-align: center;">第 3 職員の動員</p> <p>1~3 略</p> <p>4 指定動員者の指定 (1) 略 (2) 区指定動員者 各局・室長は、市域に震度 5 強（名古屋地方気象台発表）以上の地震が発生した場合に、区の応急対策のため、指定された区役所へ参集する区指定動員者をあらかじめ指定し、消防局防災部防災室を通じ区長へ報告するものとする。</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">第 3 職員の動員</p> <p>1~3 略</p> <p>4 指定動員者の指定 (1) 略 (2) 区指定動員者 各局・室長は、市域に震度 5 強（名古屋地方気象台発表）以上の地震が発生した場合に、区の応急対策のため、指定された区役所へ参集する区指定動員者をあらかじめ指定し、消防局防災部災害対策課を通じ区長へ報告するものとする。</p> <p>略</p>	組織改正に伴う修正
13	208	<p>◎計画表 3-7-1 防災活動体制及び配備基準</p> <p>1 防災活動体制 災害時等の体制については、次のとおりとする。</p> <p>略</p>	<p>◎計画表 3-7-1 防災活動体制及び配備基準</p> <p>1 防災活動体制 災害時等の体制については、次のとおりとする。</p> <p>略</p>	気象庁の発表名変更に伴う修正

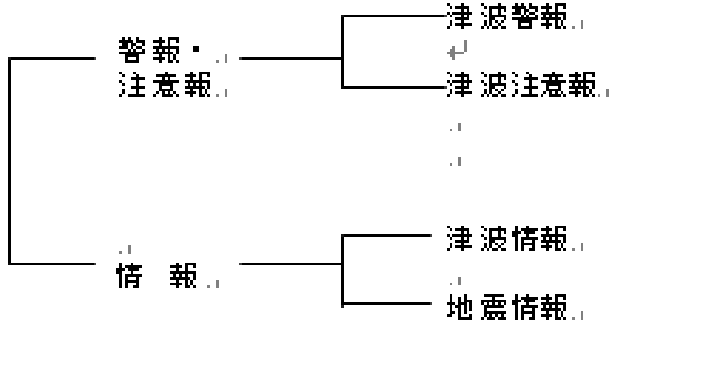
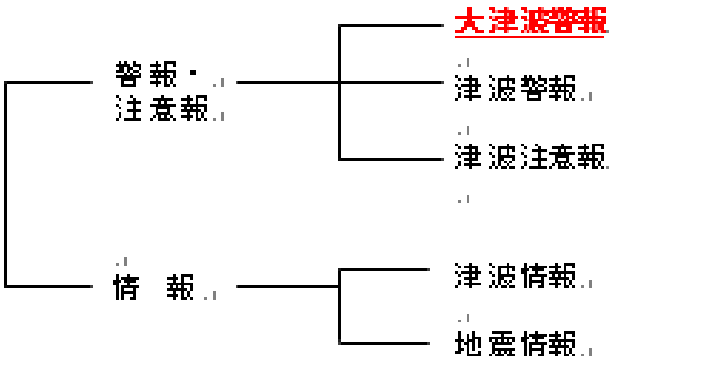
地震災害対策計画編

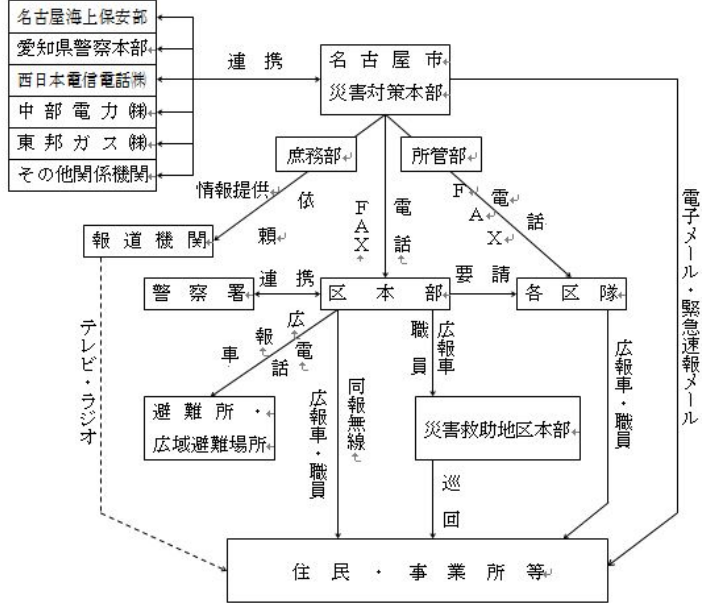
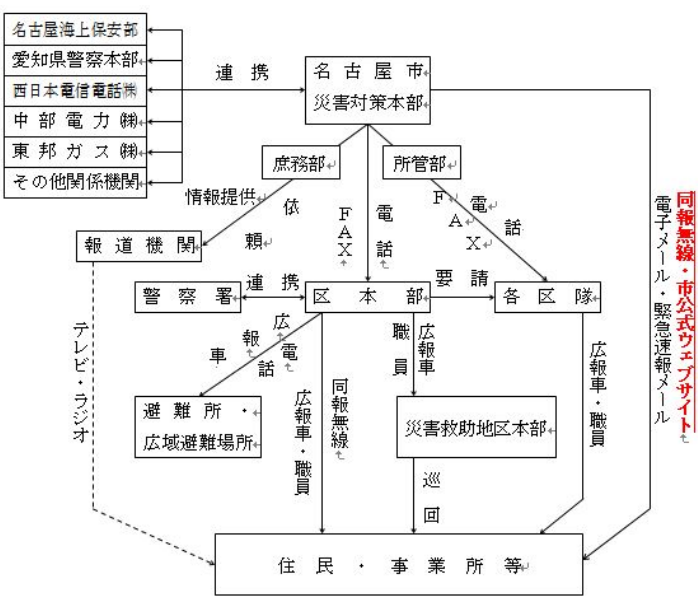
連番	頁	修	正	前	修	正	後	備	考
		非常体制	略	1、2 略 3 「伊勢・三河湾」に津波警報（津波又は大津波）が発表されたとき 4、5 略	災害対策本部	第2～第4非常配備			
				警戒宣言が発せられたとき	地震災害警戒本部	第4非常配備			
		略	2 配備種別	災害時等の職員の配備については、次のとおりとする。	略	略	略		
		略	略	略	略	略	略		
		第2非常配備	1 略 2 「伊勢・三河湾」に津波警報（津波）が発表されたとき（注6） 3～5 略	略	略	略	略		
		第3非常配備	1 略 2 「伊勢・三河湾」に津波警報（大津波）が発表されたとき 3～6 略	略	略	略	略		
		略	略	略	略	略	略		
14	211	別表 3	伊勢・三河湾に津波注意報・警報が発表されたときの配備該当部・区本部	別表 3	伊勢・三河湾に津波注意報・警報が発表されたときの配備該当部・区本部	別表 3	伊勢・三河湾に津波注意報・警報が発表されたときの配備該当部・区本部		

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																		
		<table border="1"> <tr> <td>津波予報の種類[□]</td> <td>部[□]</td> <td>区本部[□]</td> </tr> <tr> <td>津波注意報[□]</td> <td>総括部[□]</td> <td>港、南[□]</td> </tr> <tr> <td>津波警報（津波）[□]</td> <td>総括部、緑政土木部、上下水道部[□]</td> <td>熱田、中川、港、南、緑[□]</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>※ 津波警報（津波）発表時の配備種別は、総括部（消防署は港消防署に限る。）及び港区を第2非常配備とし、総括部（消防署は熱田、中川、南及び緑消防署に限る。）、緑政土木部及び上下水道部並びに熱田、中川、南及び緑の各区にあつては第1非常配備とする。</p>	津波予報の種類 [□]	部 [□]	区本部 [□]	津波注意報 [□]	総括部 [□]	港、南 [□]	津波警報（津波） [□]	総括部、緑政土木部、上下水道部 [□]	熱田、中川、港、南、緑 [□]	<table border="1"> <tr> <td>津波予報の種類[□]</td> <td>部[□]</td> <td>区本部[□]</td> </tr> <tr> <td>津波注意報[□]</td> <td>総括部[□]</td> <td>港、南[□]</td> </tr> <tr> <td>津波警報（津波）[□]</td> <td>総括部、緑政土木部、上下水道部[□]</td> <td>瑞穂、熱田、中川、港、南、緑[□]</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>※ 津波警報（津波）発表時の配備種別は、総括部（消防署は港消防署に限る。）及び港区を第2非常配備とし、総括部（消防署は瑞穂、熱田、中川、南及び緑消防署に限る。）、緑政土木部及び上下水道部並びに瑞穂、熱田、中川、南及び緑の各区にあつては第1非常配備とする。</p>	津波予報の種類 [□]	部 [□]	区本部 [□]	津波注意報 [□]	総括部 [□]	港、南 [□]	津波警報（ 津波 ） [□]	総括部、緑政土木部、上下水道部 [□]	瑞穂 、熱田、中川、港、南、緑 [□]	<p>気象庁の発表名変更に伴う修正</p> <p>非常配備種別の変更に伴う修正</p>
津波予報の種類 [□]	部 [□]	区本部 [□]																				
津波注意報 [□]	総括部 [□]	港、南 [□]																				
津波警報（津波） [□]	総括部、緑政土木部、上下水道部 [□]	熱田、中川、港、南、緑 [□]																				
津波予報の種類 [□]	部 [□]	区本部 [□]																				
津波注意報 [□]	総括部 [□]	港、南 [□]																				
津波警報（ 津波 ） [□]	総括部、緑政土木部、上下水道部 [□]	瑞穂 、熱田、中川、港、南、緑 [□]																				
15	219	<p style="text-align: center;">第8節 情報連絡活動</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1～3 略</p> <p style="text-align: center;">第3 情報等の種別及び収集・伝達</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等</p> <p>略</p> <p>(1) 情報等の種類</p>	<p style="text-align: center;">第8節 情報連絡活動</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1～3 略</p> <p style="text-align: center;">第3 情報等の種別及び収集・伝達</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等</p> <p>略</p> <p>(1) 情報等の種類</p>	<p>気象庁の発表名変更に伴う修正</p>																		

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		 <p>略</p>	 <p>略</p>	
16	227	<p>第4 通信連絡手段の確保及び活用</p> <p>略</p> <p>1、2 略</p> <p>3 防災関係機関に対する非常無線通信の依頼 災害の状況により、市有の無線電話が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、陸上自衛隊等の無線局に非常無線通信を依頼する。</p> <p>4 略</p> <p>略</p>	<p>第4 通信連絡手段の確保及び活用</p> <p>略</p> <p>1、2 略</p> <p>3 防災関係機関に対する非常無線通信の依頼 災害の状況により、市有の無線電話が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、<u>東海総合通信局とMCA無線機、簡易無線機又は衛星携帯電話の借り受けについての調整を行う。</u>また、陸上自衛隊等の無線局に非常無線通信を依頼する。</p> <p>4 防災情報システムの緊急点検 <u>防災情報システムのうち特に重要度の高いものについては、本市内のいずれかの地震観測所において震度5弱以上（気象庁発表）の地震が観測された場合、設備に障害が発生したものとみなし、保守点検業者による障害保守対応に着手するものとする。ただし、障害の程度が判明した場合は、障害の程度に応じた態勢に変更する。</u></p> <p>5 略</p> <p>略</p>	<p>非常通信手段の確保及び点検について追記</p>

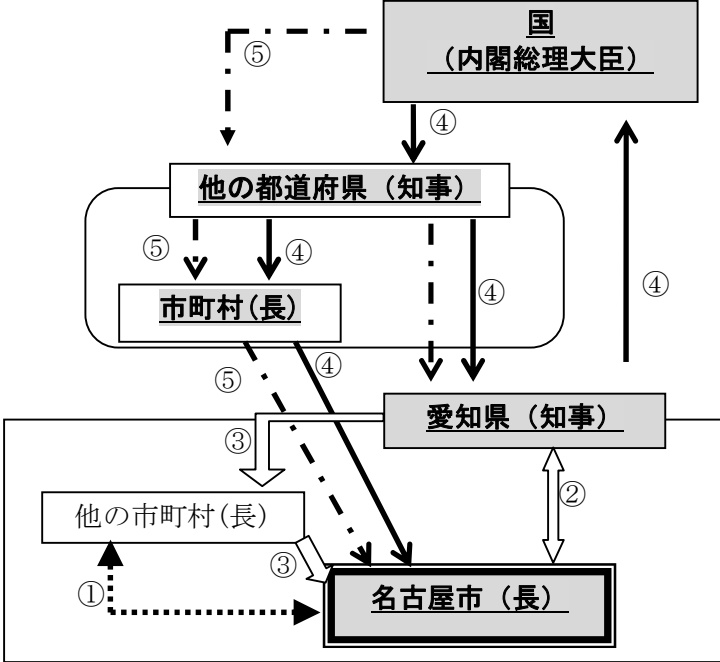
連番	頁	修正前	修正後	備考
17	233	<p style="text-align: center;">第9節 広報・広聴活動</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1 広報活動</p> <p>1 略</p> <p>2 災害発生直後の広報事項の伝達系統</p>  <p>3 広報の方法 (1)、(2) 略</p> <p>(3) インターネットの活用 略</p> <p>(4) 電子メール（きずなネット防災情報）の活用</p>	<p style="text-align: center;">第9節 広報・広聴活動</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1 広報活動</p> <p>1 略</p> <p>2 災害発生直後の広報事項の伝達系統</p>  <p>3 広報の方法 (1)、(2) 略</p> <p>(3) <u>市公式ウェブサイトによる広報</u> <u>総括部は、市公式ウェブサイト「災害緊急情報」により、避難に関する広報事項等の配信を行う。</u></p> <p>(4) インターネットの活用 略</p> <p>(5) 電子メール（きずなネット防災情報）の活用</p>	<p style="text-align: center;">文言整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																												
		略 (5) 緊急速報メールの活用 略 (6) 臨時広報紙の発行、チラシ等の作成 略 (7) 市政PR番組等の利用 略 4 略 略	略 (6) 緊急速報メールの活用 略 (7) 臨時広報紙の発行、チラシ等の作成 略 (8) 市政PR番組等の利用 略 4 略 略																													
18	240	<p style="text-align: center;">第11節 応援要請</p> <p style="text-align: center;">第1 他の地方公共団体等への応援要請</p> 略 1 応援要請の種類 (1) 法令に基づく要請 略 (2) 協定、覚書に基づく要請 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">締結団体・機 関</th> <th style="width: 40%;">所 管 局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">消 防 局</td> </tr> <tr> <td><u>20</u> 大都市災害時 相互応援に関する 協定</td> <td>東京都及び <u>19</u> 政令都市</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>水道災害相互応援 に関する覚書</td> <td>略</td> <td>上 下 水 道 局</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	締結団体・機 関	所 管 局	略	略	消 防 局	<u>20</u> 大都市災害時 相互応援に関する 協定	東京都及び <u>19</u> 政令都市	略	略	略	水道災害相互応援 に関する覚書	略	上 下 水 道 局	<p style="text-align: center;">第11節 応援要請</p> <p style="text-align: center;">第1 他の地方公共団体等への応援要請</p> 略 1 応援要請の種類 (1) 法令に基づく要請 略 (2) 協定、覚書に基づく要請 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">締結団体・機 関</th> <th style="width: 40%;">所 管 局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">消 防 局</td> </tr> <tr> <td><u>21</u> 大都市災害時 相互応援に関する 協定 <u>(大都市協定)</u></td> <td>東京都及び <u>20</u> 政令都市</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>水道災害相互応援 に関する覚書</td> <td>略</td> <td>上 下 水 道 局</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	締結団体・機 関	所 管 局	略	略	消 防 局	<u>21</u> 大都市災害時 相互応援に関する 協定 <u>(大都市協定)</u>	東京都及び <u>20</u> 政令都市	略	略	略	水道災害相互応援 に関する覚書	略	上 下 水 道 局	熊本市の参入に 伴う修正
名 称	締結団体・機 関	所 管 局																														
略	略	消 防 局																														
<u>20</u> 大都市災害時 相互応援に関する 協定	東京都及び <u>19</u> 政令都市																															
略	略	略																														
水道災害相互応援 に関する覚書	略	上 下 水 道 局																														
名 称	締結団体・機 関	所 管 局																														
略	略	消 防 局																														
<u>21</u> 大都市災害時 相互応援に関する 協定 <u>(大都市協定)</u>	東京都及び <u>20</u> 政令都市																															
略	略	略																														
水道災害相互応援 に関する覚書	略	上 下 水 道 局																														

地震災害対策計画編

連番	頁	修	正	前	修	正	後	備考
		<p>18大都市水道局災害相互応援に関する覚書</p> <p>略</p> <p><u>災害時における連絡・連携体制に関するルール</u></p>	<p>東京都及び17政令都市</p> <p>略</p> <p>東京都及び19政令都市</p>		<p>19大都市水道局災害相互応援に関する覚書</p> <p>略</p> <p><u>下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（大都市ルール）</u></p>	<p>東京都及び18政令都市</p> <p>略</p> <p>東京都及び20政令都市</p>		
19	240	<p><u>下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール</u></p>	<p>中部10県4市</p>		<p><u>下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（中部ブロックルール）</u></p>	<p>中部10県4市</p>		<p>名称修正</p>
20	240				<p><u>災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書</u></p>	<p>横浜市水道局</p>		<p>横浜市水道局との協定締結に伴う修正</p>
21	241	<p>2 応援要請の基準 市長（本部長）は、次に該当すると認められるときは、関係法令及び相互応援協定等に定める応援要請の基準に基づき、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請するものとする。</p> <p>略</p> <p>3~4 略</p> <p>5 費用の負担区分 略</p>			<p>2 応援要請の基準 市長（本部長）は、次に該当すると認められるときは、関係法令及び相互応援協定等に定める応援要請の基準に基づき、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請するものとする。</p> <p><u>*災害の規模がきわめて甚大であり、応援が必要と考えられ、かつ、連絡がとれない場合には、他県から応援が派遣される場合がある。</u></p> <p>略</p> <p>3~4 略</p> <p>5 費用の負担区分 略</p>		<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考									
22	241		<p style="color: red;">災害対策基本法に基づく応援要請の流れ</p>  <table border="1" data-bbox="1070 965 1843 1407"> <thead> <tr> <th></th> <th style="color: red;">災害対策基本 法</th> <th style="color: red;">要求、要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="color: red;">他の市町村長 等に対する 応援の要求 【第 67 条】</td> <td style="color: red;">・ 応援の求め（災害応急対 策※1 全般） （応急措置※2 以外の災害応 急対策業務については、応 諾義務なし）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="color: red;">都道府県知事 に対する応援 の要求等 【第 68 条、第 70 条】</td> <td style="color: red;">・ 応援の求め ・ 災害応急対策実施の要請 （県には、応援全般に応諾義 務あり）</td> </tr> </tbody> </table>		災害対策基本 法	要求、要請内容	①	他の市町村長 等に対する 応援の要求 【第 67 条】	・ 応援の求め（災害応急対 策※1 全般） （応急措置※2 以外の災害応 急対策業務については、応 諾義務なし）	②	都道府県知事 に対する応援 の要求等 【第 68 条、第 70 条】	・ 応援の求め ・ 災害応急対策実施の要請 （県には、応援全般に応諾義 務あり）	<p>防災基本計画の 修正に伴う修正</p>
	災害対策基本 法	要求、要請内容											
①	他の市町村長 等に対する 応援の要求 【第 67 条】	・ 応援の求め（災害応急対 策※1 全般） （応急措置※2 以外の災害応 急対策業務については、応 諾義務なし）											
②	都道府県知事 に対する応援 の要求等 【第 68 条、第 70 条】	・ 応援の求め ・ 災害応急対策実施の要請 （県には、応援全般に応諾義 務あり）											

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
			<p>③ <u>都道府県知事の指示等</u> <u>【第 72 条】</u></p> <p>④ <u>内閣総理大臣による応援の要求等</u> <u>【第 74 条の 2 第 1 項】</u> <u>【第 2 項】</u> <u>【第 4 項】</u></p> <p>⑤ <u>内閣総理大臣による応援の要求等</u> <u>【第 74 条の 2 第 3 項】</u> <u>【第 4 項】</u></p> <p><u>※1 災害応急対策（災害対策基本法第 50 条）</u> <u>被災者の救難、救助その他保護、災害を受けた児童及び生徒の応急の教育、施設及び設備の応急の普及に関する事項</u></p> <p><u>※2 応急措置（災害対策基本法第 62 条第 1 項）</u> <u>消防、水防、救助その他災害の発生の防禦、拡大の防止</u></p>	
23	241	<p>第 2 自衛隊に対する派遣要請</p> <p>略</p> <p>1、2 略</p> <p>3 連絡幹部等の受入れ</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 連絡幹部等の受入れ場所は東庁舎 8 階災害対策本部室とする。</p>	<p>第 2 自衛隊に対する派遣要請</p> <p>略</p> <p>1、2 略</p> <p>3 連絡幹部等の受入れ</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 連絡幹部等の受入れ場所は東庁舎 8 階災害対策本部室<u>及び西庁舎屋上</u>とする。</p>	受入れ（通信関係）場所追加に伴う修正

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		略	略	
24	248	<p>第12節 消防・水防・津波対策活動</p> <p>【 消 防 活 動 】</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 初動体制の確立</p> <p>1 総括部の措置</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 情報収集体制の確立</p> <p>略</p> <p>ア、イ 略</p> <p><u>ウ 被害状況調査員による調査体制…署所周辺の災害状況</u></p> <p>2 消防隊の措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 出動体制の確立</p> <p>ア 車両の安全確保</p> <p>消防署所の所在する地域の地盤、建築物の構造等を考慮して、余震による消防車両の出動障害を避けるため、消防車等を車庫前又は適地へ移動する。</p> <p>イ 車両及び資機材の確保</p> <p>すべてのポンプ消防車を火災出動車両に指定し、ホース、防火服、燃料等を積載するとともに消防資機材及び庁舎の点検を実施する。</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 通信連絡体制の確立</p> <p>消防隊、特別消防班及び航空班は、指令装置及び各種電</p>	<p>第12節 消防・水防・津波対策活動</p> <p>【 消 防 活 動 】</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 初動体制の確立</p> <p>1 総括部の措置</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 情報収集体制の確立</p> <p>略</p> <p>ア、イ 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 消防隊の措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 出動体制の確立</p> <p>ア 車両の安全確保</p> <p>消防署所の所在する地域の地盤、<u>立地</u>、建築物の構造等を考慮して、余震<u>又は津波</u>による消防車両の出動障害を避けるため、消防車等を車庫前又は適地へ移動する。</p> <p>イ 車両及び資機材の確保</p> <p>すべての<u>水槽付</u>消防車を火災出動車両に指定し、ホース、防火服、燃料等を積載するとともに消防資機材及び庁舎の点検を実施する。</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 通信連絡体制の確立</p> <p>消防隊、特別消防班及び航空班は、指令装置及び各種電</p>	<p>文言整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>源を点検し、障害程度に併せ必要な処置を講ずるとともに、所轄各部隊との通信テストを実施し、通信連絡体制の確立にあたる。</p> <p>(5) 情報収集体制の確立 消防隊本部室は、次に掲げる情報収集体制の確保及び確立に努める。</p> <p>ア 付近被害状況調査員による被害状況調査体制…署所周辺の災害状況</p> <p>イ 情報収集隊による被害状況調査体制……………区内一円の災害状況</p> <p>ウ、エ 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p>	<p>源を点検し、障害程度に合わせ必要な処置を講ずるとともに、所轄各部隊との通信テストを実施し、通信連絡体制の確立にあたる。</p> <p>(5) 情報収集体制の確立 消防隊本部室は、次に掲げる情報収集体制の確保及び確立に努める。</p> <p>ア 署員による被害状況調査体制…署所周辺の災害状況</p> <p>イ 高所監視員による被害状況調査体制……………区内一円の災害状況</p> <p>ウ、エ 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p>	
25	249	<p>第3 情報の収集</p> <p>1 災害情報の収集 総括部は、発災と同時に通信設備の機能点検を実施するとともに、火災、救助等災害応急対策活動に必要な情報の収集に努める。収集手段は、東山スカイタワー及び港区役所無線塔に設置される高所監視カメラ、消防ヘリコプター、119番通報、参集者等あらゆる手段を活用する。特に機動性を有する消防ヘリコプターについては、事前の重要情報収集計画に基づき、迅速に実施させる。</p> <p>2、3 略</p>	<p>第3 情報の収集</p> <p>1 災害情報の収集 総括部は、発災と同時に通信設備の機能点検を実施するとともに、火災、救助等災害応急対策活動に必要な情報の収集に努める。収集手段は、東山スカイタワー(削除)、港区役所無線塔及び西区役所無線塔に設置される高所監視カメラ、消防ヘリコプター、119番通報、参集者等あらゆる手段を活用する。特に機動性を有する消防ヘリコプターについては、事前の予め定めた計画に基づき、迅速に実施させる。</p> <p>2、3 略</p>	増設に伴う修正
26	249	<p>第4 消防部隊の運用</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 消防隊の部隊運用</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 救助活動は、管轄区域内の火災の鎮圧状況等を考慮し消防隊を投入する。</p>	<p>第4 消防部隊の運用</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 消防隊の部隊運用</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 救助活動は、管轄区域内の火災の鎮圧状況等を考慮し消防隊以外の隊を優先して投入する。</p>	文言整理

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		(3) 略	(3) 略	
27	259	<p style="text-align: center;">第13節 避難</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1 避難の勧告・指示</p> <p>1 略</p> <p>2 避難勧告・指示の基準 避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、これらの状況が切迫し急を要するときは、避難を指示する。</p> <p>(1) 地震火災の拡大により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき</p> <p>(2) 津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき、<u>ただし、第2章第17節に定める避難対象地区</u>にあつては、<u>津波警報が発表されたとき</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">第13節 避難</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1 避難の勧告・指示</p> <p>1 略</p> <p>2 避難勧告・指示の基準 避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、これらの状況が切迫し急を要するときは、避難を指示する。</p> <p>(1) 地震火災の拡大により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき</p> <p>(2) <u>「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき</u> <u>なお、下記の地域</u>にあつては、<u>ア及びイに掲げる</u>警報が発表されたときとする。<u>(計画資料50参照)</u> <u>ア 「伊勢・三河湾」に津波警報が発表された場合は、港区内のうち、防潮壁の海側地域</u> <u>イ 「伊勢・三河湾」に大津波警報が発表された場合は、共通編第2章第19節第5津波避難ビル指定等推進事業における対象区域で、海拔10m未満の地域</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>略</p>	<p>避難勧告基準の変更に伴う修正</p>
28	265	<p style="text-align: center;">第2～6 略</p> <p style="text-align: center;">第7 帰宅困難者対策</p> <p>略</p> <p>1 事前対策 (1) 事業所等に帰宅困難者（徒歩による帰宅等が著しく困難な者をいう。以下同じ。）を生じさせないための対策を実施するよう広報に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第2～6 略</p> <p style="text-align: center;">第7 帰宅困難者対策</p> <p>略</p> <p>1 事前対策 (1) 事業所等に帰宅困難者（徒歩による帰宅等が著しく困難な者をいう。以下同じ。）を生じさせないための対策を実施するよう広報に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>(2) 徒歩による帰宅経路となる幹線道路の指定及び当該道路沿いの帰宅支援の実施に効果的と認める施設等（以下「協力施設」という。）への協力要請等について、関係機関との協議に努める。</p> <p>2 地震発生後の対策略</p>	<p>(2) 徒歩による帰宅経路となる幹線道路の指定及び当該道路沿いの帰宅支援の実施に効果的と認める施設等（以下「協力施設」という。）への協力要請等について、関係機関との協議に努める。</p> <p><u>(3) 国、地方公共団体、関係事業所等は、都市再生緊急整備地域において、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画の作成に努め、官民連携による当該地域の安全確保策を進めるものとする。</u></p> <p>2 地震発生後の対策略</p>	
29	266	<p>第14節 医療救護・保健衛生</p> <p>【 医 療 救 護 】</p> <p>地震災害により負傷者等が多数発生し、医療・助産機関の機能が停滞した場合は、被災者に対し迅速、的確かつ効果的に応急的な医療・助産を施し、被災者救護の万全を図る。</p> <p>第1 救護班の設置</p> <p>健康福祉部長は、災害時における医療・助産救護活動を実施するため、次により救護班を編成する。</p>	<p>第14節 医療救護・保健衛生</p> <p>【 医 療 救 護 】</p> <p>地震災害により負傷者等が多数発生し、医療・助産機関の機能が停滞した場合は、被災者に対し迅速、的確かつ効果的に応急的な医療・助産を施し、被災者救護の万全を図る。</p> <p><u>また、避難生活が長期にわたる場合には、時間経過に応じた医療ニーズに応えるため、保健衛生活動と連携・協力しながら、適切な医療救護を実施する。</u></p> <p>第1 救護班の編成</p> <p><u>(削除)</u> 災害時における医療・助産・保健救護活動を実施するため、次により救護班を編成する。<u>健康福祉部は、各機関による救護班の編成状況を総括し、調整を行う。</u></p>	<p>節の全面見直しに伴う文言整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																			
		<p>1 <u>医療・助産</u>救護班の編成 (1) 市の機関による救護班 災害発生時は、直ちに次の救護班を<u>設置し、応急救急手当てなどの医療救護活動を行う。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">編成区分</th> <th rowspan="2">班 数</th> <th colspan="4">班 の 構 成 人 員</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>医 師</th> <th>看 護 保 健 職 員</th> <th>薬 剤 師</th> <th>連 絡 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療救護班</td> <td>保 健 所</td> <td>16</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>市立病院</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>助産救護班</td> <td>市立病院</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>救護班には、名古屋市薬剤師会等の協力も得て可能な限り薬剤師を含めるものとする。</u> <u>被害が甚大な場合においては、中央看護専門学校・厚生院・総合リハビリテーションセンターで医療救護班を編成し、応急救急手当などの医療救護活動を行う。</u> (2) 他の機関による救護班 本部長は、災害の規模及び負傷者等の発生状況に応じ、<u>市大病院</u>、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会等に対して救護班の<u>設置</u>を要請する。<u>健康福祉部長は、区本部との調整のうえ医</u></p>		編成区分	班 数	班 の 構 成 人 員				計	医 師	看 護 保 健 職 員	薬 剤 師	連 絡 員	医療救護班	保 健 所	16	1	2	1	1	5	市立病院	4	1	2	1	1	5	助産救護班	市立病院	3	1	2	1	1	5	<p>1 <u>(削除)</u> 救護班の編成 (1) 市の機関による救護班 災害発生時は、直ちに次の救護班を<u>編成する。</u></p> <p><u>ア 病院部は、市立病院で医療救護班及び助産救護班を編成し、傷病者の応急措置や分べんの介助などを行う。医療救護班及び助産救護班の構成は、医師1名、看護職員2名、薬剤師1名、連絡員1名を標準とする。</u> <u>イ 区本部保健所班は、保健救護班を編成し、傷病者の応急措置などの保健救護活動を行う。保健救護班の構成は、保健師等の職員により編成する。</u> <u>ウ 健康福祉部は、被害状況により救護班が不足する場合には、中央看護専門学校・厚生院・総合リハビリテーションセンターで救護班を編成し、傷病者の応急措置などの救護活動を行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 他の機関による救護班 本部長は、災害の規模及び負傷者等の発生状況に応じ、<u>名古屋市立大学病院</u>、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会等に対して救護班の<u>派遣</u>を要請する。<u>また、本部長は、救護班におい</u></p>	
	編成区分	班 数				班 の 構 成 人 員					計																												
			医 師	看 護 保 健 職 員	薬 剤 師	連 絡 員																																	
医療救護班	保 健 所	16	1	2	1	1	5																																
	市立病院	4	1	2	1	1	5																																
助産救護班	市立病院	3	1	2	1	1	5																																

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p><u>療機関や救護所などへ救護班を配置する。</u></p> <p>(3) 応援医療救護班 被害が甚大な場合は、本部長は、<u>日本赤十字社愛知県支部(名古屋第一・第二赤十字病院)及び他都市からの医療救護班の派遣要請を行う。さらに、負傷者等の発生状況に応じて、厚生労働省、自衛隊等に対して、医療救護班の派遣要請を行う。</u></p> <p>略</p> <p>(4) 受け入れる主な医療関係ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 ・ 看護師 ・ 保健師 ・ 歯科医師、歯科衛生士 ・ 精神科医師、精神保健福祉士等 ・ 栄養士 ・ 薬剤師 ・ 柔道整復師 ・ 医薬品等の搬送ボランティア ・ その他 <p><u>(5) 巡回医療救護班</u> <u>傷病者の状況に応じて、避難所などを巡回する医療救護班、歯科医療救護班を編成する。</u></p> <p>2 <u>医療及び助産の範囲</u></p> <p>(1) 医療救護班が行う<u>医療の範囲</u>は、次のとおりとする。</p> <p>ア 診察</p> <p>イ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ウ 医学的処置及びその他の治療</p> <p>エ 病院又は診療所への収容</p>	<p><u>て薬剤師を必要とする場合には、市薬剤師会に薬剤師の派遣を要請する。</u></p> <p>(3) 応援 <u>(削除)</u> 救護班 被害が甚大であり救護班が不足する場合は、本部長は、<u>愛知県知事及び他都市に対し、応援救護班の派遣要請を行う。(削除)</u></p> <p>略</p> <p>(4) 受け入れる主な医療関係ボランティア</p> <p><u>健康福祉部は、以下の医療関係ボランティアを受入れ、救護班等を編成する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 ・ 看護師 ・ 保健師 ・ 歯科医師、歯科衛生士 ・ 精神科医師、精神保健福祉士等 ・ 栄養士 ・ 薬剤師 ・ 柔道整復師 ・ 医薬品等の搬送ボランティア ・ その他 <p><u>(削除)</u></p> <p>2 <u>救護班の業務内容</u></p> <p>(1) 医療救護班が行う<u>業務内容</u>は、次のとおりとする。</p> <p>ア <u>傷病者に対する応急措置</u></p> <p>イ <u>後方医療機関への搬送の可否及び優先順位の決定</u></p> <p>ウ <u>搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療</u></p> <p>エ <u>区本部及び消防隊・医療機関との連絡調整</u></p>	

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p><u>オ 看護</u></p> <p>(2) 助産救護班の行う<u>助産の範囲</u>は、次のとおりとする。</p> <p>ア 分べんの介助</p> <p>イ 分べん前後の処置</p> <p>ウ <u>薬剤又は治療材料の支給</u></p> <p>エ <u>病院又は診療所への収容</u></p> <p><u>オ 看護</u></p> <p>略</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 助産救護班の行う<u>業務内容</u>は、次のとおりとする。</p> <p>ア 分べんの介助</p> <p>イ 分べん前後の処置</p> <p>ウ <u>助産機関への搬送の可否及び優先順位の決定</u></p> <p>エ <u>区本部及び消防隊・助産機関との連絡調整</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 保健救護班の行う業務内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 傷病者に対する応急措置</u></p> <p><u>イ 被災者の健康管理</u></p> <p><u>ウ 区本部及び消防隊・医療機関との連絡調整</u></p> <p>略</p>	
30	267	<p>第2 救護</p> <p>1 救護活動</p> <p><u>健康福祉部長は、区本部長と密接に連絡をとり、医療・助産の救急救護を要すると認めるときは、市の機関による救護班に出動を命じ、医療機関や救護所等に配置する。被害状況に応じて、市大病院、名古屋市医師会等の救護班や日本赤十字社、他都市等の応援医療救護班を配置する。</u></p> <p>区本部保健所班長（保健所長）は、区内の医療・助産救護活動に関して救護班を指揮する。</p> <p>2 略</p> <p>3 救護の方法</p> <p>(1) 第1 救護</p>	<p>第2 救護</p> <p>1 救護活動</p> <p><u>健康福祉部長は、市域全体の救護活動を調整し、区本部保健所班長（保健所長）からの要請に基づき、救護班を配置する。被害状況に応じて、他の機関による救護班や応援救護班を配置する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>区本部保健所班長（保健所長）は、区内の医療・助産・<u>保健</u>救護活動に関して救護班を指揮する。<u>被害状況により救護班が不足する場合には、健康福祉部長に対し、救護班の追加配置について要請する。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 救護の方法</p> <p>(1) 第1 救護</p>	<p>節の全面見直しに伴う文言整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第1 救護は、救護班により医療機関や救護所等において負傷者に対する応急処置及び緊急度選別の実施を図る。</p> <p>なお、災害発生直後から救護班の体制が整うまでの間、救急隊は応急的な救護所において可能な限り応急手当を実施する。</p> <p>(2) 第2 救護</p> <p>第2 救護は、第1 救護等により手当の必要な負傷者を全医療機関の協力を得て治療・収容の実施を図る。</p> <p>特に、重症傷病者の治療・収容は、主に災害医療活動拠点（市立4 病院、市立大学病院、名古屋大学医学部附属病院、名古屋医療センター、名古屋第一・第二赤十字病院、中京病院、名古屋掖済会病院、中部労災病院及び名古屋記念病院）が実施する。</p> <p>4 傷病者の搬送・移送</p> <p>(1) 救護所等から第2 救護を実施する医療機関への搬送は、状況に応じ医師等が同乗しあらゆる救急車、民間車両等を活用する。</p> <p><u>なお、区本部保健所班は、医療機関による傷病者の受入体制を速やかに把握し、救護班、消防隊、警察等にその情報を提供し、円滑な医療救護体制に努める。</u></p> <p>(2) 災害医療活動拠点等で第2 救護の実施が困難な場合、健康福祉部は、市域外の基幹拠点病院、災害拠点病院（県指定）等による医療・収容の受入調整を行い、この調整に基づき、総括部は自衛隊とも連携を図り、ヘリコプター、救急車等により搬送・移送を実施する。</p>	<p>第1 救護は、救護班により医療機関や救護所等において負傷者に対する応急措置及び緊急度選別の実施を図る。</p> <p>なお、災害発生直後から救護班の体制が整うまでの間、救急隊は応急的な救護所において可能な限り応急措置を実施する。</p> <p>(2) 第2 救護</p> <p>第2 救護は、第1 救護等により手当の必要な負傷者を全医療機関の協力を得て治療・収容の実施を図る。</p> <p>特に、重症傷病者の治療・収容は、主に災害医療活動拠点（市立3 病院、名古屋市立大学病院、名古屋大学医学部附属病院、名古屋医療センター、名古屋第一赤十字病院、名古屋第二赤十字病院、中京病院、名古屋掖済会病院、中部労災病院及び名古屋記念病院）が実施する。</p> <p>4 傷病者の搬送・移送</p> <p>(1) 救護所等から第2 救護を実施する医療機関への搬送は、状況に応じ医師等が同乗しあらゆる救急車、民間車両等を活用する。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(2) 災害医療活動拠点等で第2 救護の実施が困難な場合、健康福祉部は、市域外の（削除）災害拠点病院（削除）等による医療・収容の受入調整を行い、この調整に基づき、総括部は自衛隊とも連携を図り、ヘリコプター、救急車等により搬送・移送を実施する。</p>	
31	268		<p>第3 医療・助産機関の被災状況の把握及び周知</p> <p><u>区本部保健所班は、円滑な医療救護を実施するため、医療・助産機関の被災状況等の把握を行う。</u></p> <p>1 把握項目</p>	節の全面見直しに伴う文言整理

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
			<p><u>(1) 被災状況（建物、電気、ガス、水道）</u> <u>(2) 受入可能状況</u> <u>(3) 医療従事者や医薬品・衛生材料の備蓄状況</u> <u>(4) その他</u> <u>2 把握手段</u> <u>(1) 広域災害・救急医療情報システム</u> <u>(2) 防災無線等の通信機器</u> <u>(3) 職員による現地調査</u> <u>(4) その他</u> <u>3 伝達・周知</u> <u>区本部保健所班は、収集した医療・助産機関の情報を健康福祉部に報告するほか、救護班、消防隊、警察等にその情報を提供する。また、管内の災害拠点病院等が被災等により広域災害・救急医療情報システムに入力できない場合には、代行入力を行う。</u> <u>また、区本部保健所班は、避難所等において、救護所や医療機関等の診療場所、診療科、診療時間等の情報を市民に対し提供する。</u> <u>4 総括部の情報</u> <u>総括部が把握した医療機関の収容体制等については、健康福祉部より区本部保健所班に情報提供する。</u></p>	
32	268		<p><u>第4 名古屋医療圏地域災害医療対策会議</u> <u>1 名古屋市域に震度6弱（名古屋気象台発表）以上の地震が発生した場合には、名古屋医療圏地域災害医療対策会議を設置し、関係機関の連携を図るものとする。</u> <u>2 名古屋医療圏地域災害医療対策会議の構成員は次のとおりとする。</u> <u>(1) 健康福祉部</u> <u>(2) 総括部</u> <u>(3) 病院部</u></p>	<p>節の全面見直しに伴う文言整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
			<p><u>(4) 災害医療コーディネーター</u></p> <p><u>(5) 名古屋市医師会</u></p> <p><u>(6) 名古屋市歯科医師会</u></p> <p><u>(7) 名古屋市薬剤師会</u></p> <p><u>(8) 愛知県看護協会</u></p> <p><u>(9) その他</u></p> <p><u>3 名古屋医療圏地域災害医療対策会議が協議すべき事項はおおむね次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 被災状況</u></p> <p><u>(2) 支援可能状況</u></p> <p><u>(3) 被災状況を踏まえた医療機関、救護所等の支援方策の検討</u></p> <p><u>(4) 関係機関等との調整</u></p>	
33	268	<p>第3 医薬品・衛生材料等の調達及び供給</p> <p>1 医薬品・衛生材料等の調達</p> <p><u>医療救護班、助産</u>救護班及び避難所等の生活に必要な医薬品・衛生材料等は次により調達する。</p> <p>(1) 災害直後</p> <p><u>各医療・助産</u>救護班はそれぞれが備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。また、状況により、港防災センターに備蓄するものを使用する。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 輸血用血液の確保</p> <p>輸血用血液等が必要な場合は、日本赤十字社愛知県支部（愛知県赤十字血液センター・<u>愛知県豊橋赤十字血液センター</u>）に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼するほか、献血グループの協力を要請する。</p> <p>略</p>	<p>第5 医薬品・衛生材料等の調達及び供給</p> <p>1 医薬品・衛生材料等の調達</p> <p><u>(削除)</u> 救護班及び避難所等の生活に必要な医薬品・衛生材料等は次により調達する。</p> <p>(1) 災害直後</p> <p><u>(削除)</u> 救護班はそれぞれが備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。また、状況により、港防災センターに備蓄するものを使用する。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 輸血用血液の確保</p> <p>輸血用血液等が確保困難な場合は、健康福祉部長は日本赤十字社愛知県支部（<u>東海北陸ブロック血液センター</u>・愛知県赤十字血液センター <u>(削除)</u>）に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼するほか、献血グループの協力を要請する。</p> <p>略</p>	<p>節の全面見直しに伴う文言整理</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
34	277	<p>第15節 輸送・緊急輸送道路</p> <p>【 輸 送 】</p> <p>略</p> <p>【 緊 急 輸 送 道 路 】</p> <p>略</p> <p>第 1、2 略</p> <p>第 3 緊急通行車両等の確認手続</p> <p>災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に届出、<u>確認</u>の手続きがなされている車両にあっては、所定の手続きを進めるとともに、新たに、確認手続きをする必要が生じた車両にあっては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>略</p> <p>第 4～6 略</p> <p>第 7 道路占有者との相互協力</p> <p>1 緑政土木部長は、地震により道路施設及び占有物件が損壊した場合は、<u>名古屋市道路占有調整協議会保安対策部会を緊急招集し</u>、復旧方法等について情報の交換を行うものとする。</p> <p>2 電気、ガス、上・下水道、電話等の道路占有者は、自己所管以外の施設の被害を発見・了知した時は、相互に通報し、ただちに応急措置をとるよう協力するものとする。</p> <p>3 占有物件の損壊等は、それぞれの管理責任者において処理するものとするが、作業については相互に協力し、早急に道路機能の回復に努めるものとする。</p>	<p>第15節 輸送・緊急輸送道路</p> <p>【 輸 送 】</p> <p>略</p> <p>【 緊 急 輸 送 道 路 】</p> <p>略</p> <p>第 1、2 略</p> <p>第 3 緊急通行車両等の確認手続</p> <p>災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に届出、<u>(削除)</u>の手続きがなされている車両にあっては、所定の手続きを進めるとともに、新たに、確認手続きをする必要が生じた車両にあっては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>略</p> <p>第 4～6 略</p> <p>第 7 道路占有者との相互協力</p> <p>1 緑政土木部 <u>(削除)</u> は、地震により道路施設及び占有物件が損壊した場合は、<u>(削除) 道路占有者と</u>復旧方法等について情報の交換を行うものとする。</p> <p>2 電気、ガス、上・下水道、電話等の道路占有者は、自己所管以外の施設の被害を発見・了知した時は、相互に通報し、ただちに応急措置をとるよう協力するものとする。</p> <p>3 占有物件の損壊等は、それぞれの管理責任者において処理するものとするが、作業については相互に協力し、<u>緊急を要する復旧作業については、「大規模地震発生時の公益占有物件の復旧に関する取扱いについて」の通知に基づき</u>、早急に道路機能の回復に努めるものとする。</p>	<p>文言整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考												
		4 道路占用者は、占用物件の損壊により交通規制を行う必要がある場合は、すみやかに道路管理者及び所轄警察署長に規制の依頼を行うものとする。 略	4 道路占用者は、占用物件の損壊により交通規制を行う必要がある場合は、すみやかに道路管理者及び所轄警察署長に規制の依頼を行うものとする。 略													
35	282	<p>第16節 食品・生活必需品等の供給</p> <p>略</p> <p>第1 供給の基本的方針</p> <p>1 食 品 (1)、(2) 略</p> <p>2、3 略</p>	<p>第16節 食品・生活必需品等の供給</p> <p>略</p> <p>第1 供給の基本的方針</p> <p>1 食 品 (1)、(2) 略</p> <p><u>(3) 食品の供与の際には、食物アレルギー等にも配慮する。</u></p> <p>2、3 略</p> <p><u>4 その他</u> <u>供給に際しては、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p>	防災基本計画の修正に伴う修正												
36	283	<p>第2 略</p> <p>第3 物資の供給体制</p> <p>略</p> <p>1 物資班の任務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">担 当 部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市本部 物資班</td> <td>健康福祉部</td> <td>1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 物資集配拠点の管理運営</td> </tr> </tbody> </table>	担 当 部		分担任務	市本部 物資班	健康福祉部	1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 物資集配拠点の管理運営	<p>第2 略</p> <p>第3 物資の供給体制</p> <p>略</p> <p>1 物資班の任務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">担 当 部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市本部 物資</td> <td>健康福祉部</td> <td>1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 物資集配拠点の管理運営</td> </tr> </tbody> </table>	担 当 部		分担任務	市本部 物資	健康福祉部	1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 物資集配拠点の管理運営	文言整理
担 当 部		分担任務														
市本部 物資班	健康福祉部	1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 物資集配拠点の管理運営														
担 当 部		分担任務														
市本部 物資	健康福祉部	1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 物資集配拠点の管理運営														

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前			修 正 後			備 考
			子ども青少年部	1 要請のあった <u>食品</u> の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 物資集配拠点の管理運営	班	子ども青少年部	1 要請のあった <u>物資</u> の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 物資集配拠点の管理運営	
			経理部	1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 物資集配拠点の管理運営		経理部	1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 物資集配拠点の管理運営	
			市民経済部	1 要請のあった <u>生活必需品</u> の調達の実施 2 物資集配拠点の管理運営		市民経済部	1 要請のあった <u>物資</u> の調達の実施 2 物資集配拠点の管理運営	
		区本部	1 物資の配布 2 必要な物資の調達の要請 3 応急炊き出し	区本部	1 物資の配布 2 必要な物資の調達の要請 3 応急炊き出し			
		2 略			2 略			
37	284	<p align="center">第4 物資の調達方法</p> <p>1 区本部 (1) 区本部長は、応急的な物資の供給を必要と認める場合は、管理する備蓄物資を供給する。備蓄物資で不足を生ずる場合は、必要品目と量を算定し、ただちに物資班に必要物資の調達を依頼する。 なお、備蓄物資の供給にあたっては、健康福祉部長の承認を受ける。ただし緊急を要する場合は事後に承認を受ける。 <u>(2)</u> 食品の調達にあつては、道路の混乱等が沈静化し供給先の対応が可能となった時点で、物資班の指示により、区本部から供給先へ日々直接発注し被災者への供給を実施する。</p> <p>2 物資班 (1) 物資班は、健康福祉部長が被害状況に基づき物資の</p>			<p align="center">第4 物資の調達方法</p> <p>1 区本部 (1) 区本部長は、応急的な物資の供給を必要と認める場合は、管理する備蓄物資を供給する。 <u>(2)</u> 備蓄物資で不足を生ずる場合は、必要品目と量を算定し、ただちに物資班に必要物資の調達を依頼する。 なお、備蓄物資の供給にあたっては、健康福祉部長の承認を受ける。ただし緊急を要する場合は事後に承認を受ける。 <u>(3)</u> 食品の調達にあつては、道路の混乱等が沈静化し供給先の対応が可能となった時点で、物資班の指示により、区本部から供給先へ日々直接発注し被災者への供給を実施する。</p> <p>2 物資班 (1) 物資班は、健康福祉部長が被害状況に基づき物資の</p>			文言整理

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>調達を必要と認めたとき、または区本部長から要請があったときは、備蓄倉庫に保管する備蓄物資の放出を行い、なお不足するときには、区本部長からの必要物資の品目と量を取りまとめた上、物資の調達計画を作成し、供給協定締結業者等から調達する。</p> <p>なお、米穀の調達については緑政土木部に依頼をし、緑政土木部はただちに愛知県知事に調達を要請する。</p> <p>また、特殊な物資の調達にあたっては、本部員会議の議を経るものとする。</p> <p>(2)、(3) 略</p>	<p>調達を必要と認めたとき、または区本部長から要請があったときは、備蓄倉庫に保管する備蓄物資の放出を行い、なお不足するときには、区本部長からの必要物資の品目と量を取りまとめた上、物資の調達計画を作成し、供給協定締結業者等から調達する。</p> <p>なお、米穀の調達については緑政土木部に依頼をし、緑政土木部はただちに愛知県知事 <u>及び協力業者</u> に調達を要請する。</p> <p>また、特殊な物資の調達にあたっては、本部員会議の議を経るものとする。</p> <p>(2)、(3) 略</p>	
38	285	<p>第 5 略</p>	<p>第 5 略</p> <p>第 6 国への支援要請</p> <p>1 物資の調達要請</p> <p><u>供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）に対し、又は非常本部等（非常災害対策本部又は緊急災害対策本部）に対し、物資の調達を要請するものとする。</u></p> <p><u>2 国は、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までに配送体制の確保状況等に留意するものとする。また、被災地からの要請がない中で、物資の供給を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
39	285	<p>略</p> <p>第 6 物資の配布</p> <p>第 7 救援物資の受入れ</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>第 7 物資の配布</p> <p>第 8 救援物資の受入れ</p> <p>略</p>	<p>文言整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		1 受付 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 2 略	1 受付 (1) 略 (2) <u>物資班は、避難所等において必要かつ不足している物資の情報収集を行い、庶務部広報班の協力を得ながら、受入をする物資についての広報や情報提供を行う。</u> (3) 略 (4) 略 (5) 略 2 略	
40	286	第17節 災害時要援護者対策 略 第1 基本方針 災害時要援護者は、避難に際して必要な情報を得る機会に恵まれておらず、また、自力で避難行動がとれないことに鑑み、発災後迅速に安否確認を行うことを 第一 とし、次にそのニーズを的確に把握したうえで、避難生活における生活環境を積極的に確保していくことを基本として実施するものである。 略	第17節 災害時要援護者対策 略 第1 基本方針 災害時要援護者は、避難に際して必要な情報を得る機会に恵まれておらず、また、自力で避難行動がとれないことに鑑み、発災後迅速に安否確認を行うことを (削除) とし、次にそのニーズを的確に把握したうえで、避難生活における生活環境を積極的に確保していくことを基本として実施するものである 略	文言整理
41	289	第18節 遺体の搜索、処理及び火葬 略 第1 遺体の搜索・収容 1 対 象 (1) 略 (2) 収容の対象 ア 災害により死亡した者のうち、現場において 見分 (検視)・検案を受けることが困難な遺体 イ 災害により死亡し、 見分 (検視)・検案を受けた略 2、3 略	第18節 遺体の搜索、処理及び火葬 略 第1 遺体の搜索・収容 1 対 象 (1) 略 (2) 収容の対象 ア 災害により死亡した者のうち、現場において 調査 (検視)・検案を受けることが困難な遺体 イ 災害により死亡し、 調査 (検視)・検案を受けた略 2、3 略	法改正に伴う修正

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>4 遺体の捜索・収容の方法 略 (1) 略 (2) 捜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。 ア 所轄警察署、海上保安部及び区本部保健所班へ連絡して<u>見分</u>（検視）及び検案の要請を行う。ただし、現場で<u>見分</u>（検視）・検案を受けることが困難なときは、遺体安置所へ搬送した後に<u>見分</u>（検視）・検案を受けなければならない。 略 (3) 遺体発見現場において遺体の身元が判明し、遺族等と連絡がとれた場合は、警察等による<u>見分</u>（検視）・検案を受けた後に、遺族等と協議のうえ、その場で遺族等に遺体を引渡し又はいったん遺体安置所へ搬送する。 略</p> <p style="text-align: center;">第2 遺体安置所の開設及び管理運営</p> <p>1～3 略 4 遺体安置所に派遣された職員は、災害救助地区本部等の協力を得て<u>見分</u>（検視）・検案を実施する警察等と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。 (1)、(2) 略 (3) <u>見分</u>（検視）の済んでいない遺体については、所轄警察署又は海上保安部と連絡をとり<u>見分</u>（検視）を受ける。 (4)、(5) 略 (6) <u>見分</u>（検視）・検案の済んだ遺体は、納棺し安置する。 (7) 遺族等から遺体引受の申し出があったときは、<u>見分</u>（検視）・検案が済んだ後引渡すものとする。 (8) <u>見分</u>（検視）・検案を受けた後においても遺体引受</p>	<p>4 遺体の捜索・収容の方法 略 (1) 略 (2) 捜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。 ア 所轄警察署、海上保安部及び区本部保健所班へ連絡して<u>調査</u>（検視）及び検案の要請を行う。ただし、現場で<u>調査</u>（検視）・検案を受けることが困難なときは、遺体安置所へ搬送した後に<u>調査</u>（検視）・検案を受けなければならない。 略 (3) 遺体発見現場において遺体の身元が判明し、遺族等と連絡がとれた場合は、警察等による<u>調査</u>（検視）・検案を受けた後に、遺族等と協議のうえ、その場で遺族等に遺体を引渡し又はいったん遺体安置所へ搬送する。 略</p> <p style="text-align: center;">第2 遺体安置所の開設及び管理運営</p> <p>1～3 略 4 遺体安置所に派遣された職員は、災害救助地区本部等の協力を得て<u>調査</u>（検視）・検案を実施する警察等と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。 (1)、(2) 略 (3) <u>調査</u>（検視）の済んでいない遺体については、所轄警察署又は海上保安部と連絡をとり<u>調査</u>（検視）を受ける。 (4)、(5) 略 (6) <u>調査</u>（検視）・検案の済んだ遺体は、納棺し安置する。 (7) 遺族等から遺体引受の申し出があったときは、<u>調査</u>（検視）・検案が済んだ後引渡すものとする。 (8) <u>調査</u>（検視）・検案を受けた後においても遺体引受</p>	

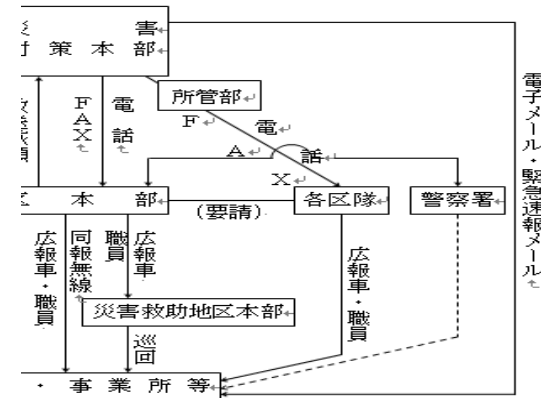
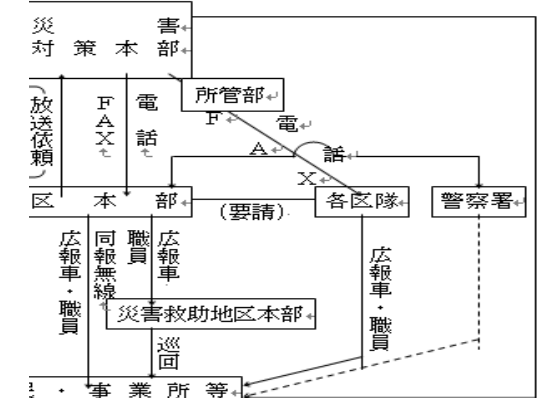
地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																
		<p>人が見つからない遺体については、区本部本部付に連絡し、死体火（埋）葬許可証の交付を受ける。。</p> <p>略</p> <p>第3 遺体の検案</p> <p>1 検案班の編成 災害により死者が発生し必要のある場合は、健康福祉部において検案班を編成し、見分（検視）を実施する警察等と調整の上、遺体の検案を行う。</p> <p>略</p>	<p>人が見つからない遺体については、区本部本部付に連絡し、死体火（埋）葬許可証の交付を受ける。。</p> <p>略</p> <p>第3 遺体の検案</p> <p>1 検案班の編成 災害により死者が発生し必要のある場合は、健康福祉部において検案班を編成し、調査（検視）を実施する警察等と調整の上、遺体の検案を行う。</p> <p>略</p>																	
42	296	<p>第19節 ごみ・し尿・災害廃棄物</p> <p>略</p> <p>第1 ごみ処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領 (1) 略 (2) 処理方法 ア～カ 略 キ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p>	<p>第19節 ごみ・し尿・災害廃棄物</p> <p>略</p> <p>第1 ごみ処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領 (1) 略 (2) 処理方法 ア～カ 略 キ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p>	時点修正 文言整理																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時 借上台数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回 当たり</td> <td>421台</td> <td>872人（市職員のみ）</td> <td>1,037t</td> </tr> </tbody> </table>			市有・常時 借上台数	人 員	最大収集能 力	1回 当たり	421 台	872 人（市職員のみ）	1,037 t	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時 借上台数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回 当たり</td> <td>399台</td> <td>840人（市職員のみ）</td> <td>968t</td> </tr> </tbody> </table>		市有・常時 借上台数	人 員	最大収集能 力	1回 当たり	399 台	840 人（市職員のみ）	968 t
			市有・常時 借上台数		人 員	最大収集能 力														
		1回 当たり	421 台		872 人（市職員のみ）	1,037 t														
	市有・常時 借上台数	人 員	最大収集能 力																	
1回 当たり	399 台	840 人（市職員のみ）	968 t																	
略	略	略	略																	
<p>第2 し尿処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p>	<p>第2 し尿処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p>																			

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																
		(1)、(2) 略 (3) 収集方法 ア、イ 略 ウ 環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、 <u>民間事業者で組織する愛知県衛生事業協同組合から臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行う。なお、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行っても</u> 、処理できない場合は、他都市の応援を要請する。 エ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。	(1)、(2) 略 (3) 収集方法 ア、イ 略 ウ 環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、 <u>協定を締結している民間事業者に応援を要請する。なお、民間事業者からの応援を受けても</u> 処理できない場合は、他都市の応援を要請する。 エ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>車 両 数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回 当 たり</td> <td>27 台</td> <td><u>56</u> 人 (市職員のみ)</td> <td><u>51.9</u> kℓ</td> </tr> </tbody> </table>			車 両 数	人 員	最大収集能力	1 回 当 たり	27 台	<u>56</u> 人 (市職員のみ)	<u>51.9</u> kℓ	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>車 両 数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回 当 たり</td> <td>27 台</td> <td><u>58</u> 人 (市職員のみ)</td> <td><u>52.7</u> kℓ</td> </tr> </tbody> </table>		車 両 数	人 員	最大収集能力	1 回 当 たり	27 台	<u>58</u> 人 (市職員のみ)	<u>52.7</u> kℓ
			車 両 数		人 員	最大収集能力														
		1 回 当 たり	27 台		<u>56</u> 人 (市職員のみ)	<u>51.9</u> kℓ														
	車 両 数	人 員	最大収集能力																	
1 回 当 たり	27 台	<u>58</u> 人 (市職員のみ)	<u>52.7</u> kℓ																	
略	略																			
略	略																			
43	320	第 24 節 区の応急対策活動 略 第 1~4 略 第 5 広報・広聴活動 1 広報活動 略 (1) 略 (2) 広報の伝達系統	第 24 節 区の応急対策活動 略 第 1~4 略 第 5 広報・広聴活動 1 広報活動 略 (1) 略 (2) 広報の伝達系統	文言整理																

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		 <p>(3) 広報の方法 ア、イ 略 ウ 広報車の利用 災害の状況に応じて、必要地域へ広報車を出動させ広報を実施する。 エ 略</p> <p>略</p>	 <p>(3) 広報の方法 ア、イ 略 ウ 広報車の利用 災害の状況に応じて、災害対策本部と調整のうえ必要地域へ広報車を出動させ広報を実施する。 エ 略</p> <p>略</p>	
44	330	<p style="text-align: center;">第 25 節 地域安全・交通対策</p> <p style="text-align: center;">第 1 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置 (1)、(2) 略 (3) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 交通対策</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">第 25 節 地域安全・交通対策</p> <p style="text-align: center;">第 1 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置 (1)、(2) 略 (3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 交通対策</p> <p>略</p>	<p>名称変更に伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																				
		1 略 (1)～(3) 略 (4) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 警察本部長は、緊急交通路の確保及び警戒活動を円滑に実施するため社団法人愛知県警備業会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。 略	1 略 (1)～(3) 略 (4) <u>一般</u> 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 警察本部長は、緊急交通路の確保及び警戒活動を円滑に実施するため <u>一般</u> 社団法人愛知県警備業会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。 略																																					
45	343	第26節 ライフライン施設の応急復旧 略 第1 給水対策 1 略 2 給水体制 略 (1)～(3) 略 (4) 給水能力 給水能力は、次のとおりである。 給水能力-1 (配水池等の貯水量) 平成 <u>24</u> 年4月1日	第26節 ライフライン施設の応急復旧 略 第1 給水対策 1 略 2 給水体制 略 (1)～(3) 略 (4) 給水能力 給水能力は、次のとおりである。 給水能力-1 (配水池等の貯水量) 平成 <u>25</u> 年4月1日	時点修正																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設数</th> <th>貯水量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄水場</td> <td>3</td> <td>238,900</td> </tr> <tr> <td>配水場 (東山給水塔含む)</td> <td>9</td> <td>356,889</td> </tr> <tr> <td>配水塔</td> <td>6</td> <td>52,200</td> </tr> <tr> <td>耐震性貯水槽等</td> <td>15</td> <td>1,120</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33</td> <td>649,109</td> </tr> </tbody> </table>	施設名		施設数	貯水量 (m ³)	浄水場	3	238,900	配水場 (東山給水塔含む)	9	356,889	配水塔	6	52,200	耐震性貯水槽等	15	1,120	計	33	649,109	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設数</th> <th>貯水量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄水場</td> <td>3</td> <td>238,900</td> </tr> <tr> <td>配水場 (東山給水塔含む)</td> <td>9</td> <td>356,889</td> </tr> <tr> <td>配水塔</td> <td>6</td> <td>52,200</td> </tr> <tr> <td>耐震性貯水槽等</td> <td>15</td> <td>1,120</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33</td> <td>649,109</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	施設数	貯水量 (m ³)	浄水場	3	238,900	配水場 (東山給水塔含む)	9	356,889	配水塔	6	52,200	耐震性貯水槽等	15	1,120	計	33	649,109
		施設名	施設数		貯水量 (m ³)																																			
		浄水場	3		238,900																																			
		配水場 (東山給水塔含む)	9		356,889																																			
		配水塔	6		52,200																																			
		耐震性貯水槽等	15		1,120																																			
		計	33		649,109																																			
施設名	施設数	貯水量 (m ³)																																						
浄水場	3	238,900																																						
配水場 (東山給水塔含む)	9	356,889																																						
配水塔	6	52,200																																						
耐震性貯水槽等	15	1,120																																						
計	33	649,109																																						

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																				
46	343	給水能力-2 (運搬給水) 平成 24 年 4 月 1 日 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>容 量</th> <th>数 量</th> <th>1 回当たりの給水能力 (ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給 水 車</td> <td>1.8m³</td> <td>4 台</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>3.8m³</td> <td>4 台</td> <td>15,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給 水 タ ン ク (積 載 用)</td> <td>1.0m³</td> <td>61 基</td> <td>61,000</td> </tr> <tr> <td>1.0m³ (加圧式)</td> <td>4 基</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>ポ リ タ ン ク</td> <td>0.01m³ (10 ℓ)</td> <td>400,000 個</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>487,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 人 1 日 当 た り 3 ℓ の 飲 料 水 を 必 要 と し た 場 合 、 1 回 当 た り の 運 搬 で 約 162, <u>466</u> 人 分 の 飲 料 水 が 確 保 で き る。</p>	資 機 材 名	容 量	数 量	1 回当たりの給水能力 (ℓ)	給 水 車	1.8m ³	4 台	7,200	3.8m ³	4 台	15,200	給 水 タ ン ク (積 載 用)	1.0m ³	61 基	61,000	1.0m ³ (加圧式)	4 基	4,000	ポ リ タ ン ク	0.01m ³ (10 ℓ)	400,000 個	400,000	計			487,400	給水能力-2 (運搬給水) 平成 25 年 4 月 1 日 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>容 量</th> <th>数 量</th> <th>1 回当たりの給水能力 (ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給 水 車</td> <td>1.8m³</td> <td>4 台</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>3.8m³</td> <td>4 台</td> <td>15,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給 水 タ ン ク (積 載 用)</td> <td>1.0m³</td> <td>62 基</td> <td>62,000</td> </tr> <tr> <td>1.0m³ (加圧式)</td> <td>4 基</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>ポ リ タ ン ク</td> <td>0.01m³ (10 ℓ)</td> <td>40,000 個</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>488,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 人 1 日 当 た り 3 ℓ の 飲 料 水 を 必 要 と し た 場 合 、 1 回 当 た り の 運 搬 で 約 162, <u>800</u> 人 分 の 飲 料 水 が 確 保 で き る。</p>	資 機 材 名	容 量	数 量	1 回当たりの給水能力 (ℓ)	給 水 車	1.8m ³	4 台	7,200	3.8m ³	4 台	15,200	給 水 タ ン ク (積 載 用)	1.0m ³	62 基	62,000	1.0m ³ (加圧式)	4 基	4,000	ポ リ タ ン ク	0.01m ³ (10 ℓ)	40,000 個	400,000	計			488,400	時点修正 誤記修正
		資 機 材 名	容 量	数 量	1 回当たりの給水能力 (ℓ)																																																			
給 水 車	1.8m ³	4 台	7,200																																																					
	3.8m ³	4 台	15,200																																																					
給 水 タ ン ク (積 載 用)	1.0m ³	61 基	61,000																																																					
	1.0m ³ (加圧式)	4 基	4,000																																																					
ポ リ タ ン ク	0.01m ³ (10 ℓ)	400,000 個	400,000																																																					
計			487,400																																																					
資 機 材 名	容 量	数 量	1 回当たりの給水能力 (ℓ)																																																					
給 水 車	1.8m ³	4 台	7,200																																																					
	3.8m ³	4 台	15,200																																																					
給 水 タ ン ク (積 載 用)	1.0m ³	62 基	62,000																																																					
	1.0m ³ (加圧式)	4 基	4,000																																																					
ポ リ タ ン ク	0.01m ³ (10 ℓ)	40,000 個	400,000																																																					
計			488,400																																																					
47	343	給水能力-3 (拠点給水) 平成 24 年 4 月 1 日 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量 (給水栓数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常 設 給 水 栓</td> <td>14 か所 (148)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仮 設 給 水 栓</td> <td>16 栓 <u>12 基 (192)</u></td> </tr> <tr> <td>4 栓 <u>386 基 (1,544)</u></td> </tr> <tr> <td>携帯型 4 栓 250 基 (1,000) 携帯型 2 栓 <u>176 基 (352)</u></td> </tr> <tr> <td>地 下 式 給 水 栓</td> <td><u>266 か所 (1,064)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略 給水能力-4 (その他) 平成 24 年 4 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>資 機 材 名</td> <td>数 量</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td>応 急 給 水 槽</td> <td><u>99</u></td> <td>容量 1.0m³ (上下水道局 <u>83</u>、区役所 16)</td> </tr> </tbody> </table>	資 機 材 名	数 量 (給水栓数)	常 設 給 水 栓	14 か所 (148)	仮 設 給 水 栓	16 栓 <u>12 基 (192)</u>	4 栓 <u>386 基 (1,544)</u>	携帯型 4 栓 250 基 (1,000) 携帯型 2 栓 <u>176 基 (352)</u>	地 下 式 給 水 栓	<u>266 か所 (1,064)</u>	略 給水能力-4 (その他) 平成 24 年 4 月 1 日		資 機 材 名	数 量	備 考	応 急 給 水 槽	<u>99</u>	容量 1.0m ³ (上下水道局 <u>83</u> 、区役所 16)	給水能力-3 (拠点給水) 平成 25 年 4 月 1 日 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量 (給水栓数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常 設 給 水 栓</td> <td>14 か所 (148)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仮 設 給 水 栓</td> <td>16 栓 <u>9 基 (144)</u></td> </tr> <tr> <td>4 栓 <u>136 基 (544)</u></td> </tr> <tr> <td>携帯型 4 栓 250 基 (1,000) 携帯型 2 栓 <u>182 基 (364)</u></td> </tr> <tr> <td>地 下 式 給 水 栓</td> <td><u>267 か所 (1,068)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略 給水能力-4 (その他) 平成 25 年 4 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>資 機 材 名</td> <td>数 量</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td>応 急 給 水 槽</td> <td><u>100</u></td> <td>容量 1.0m³ (上下水道局 <u>84</u>、区役所 16)</td> </tr> </tbody> </table>	資 機 材 名	数 量 (給水栓数)	常 設 給 水 栓	14 か所 (148)	仮 設 給 水 栓	16 栓 <u>9 基 (144)</u>	4 栓 <u>136 基 (544)</u>	携帯型 4 栓 250 基 (1,000) 携帯型 2 栓 <u>182 基 (364)</u>	地 下 式 給 水 栓	<u>267 か所 (1,068)</u>	略 給水能力-4 (その他) 平成 25 年 4 月 1 日		資 機 材 名	数 量	備 考	応 急 給 水 槽	<u>100</u>	容量 1.0m ³ (上下水道局 <u>84</u> 、区役所 16)	時点修正 誤記修正																
		資 機 材 名	数 量 (給水栓数)																																																					
		常 設 給 水 栓	14 か所 (148)																																																					
		仮 設 給 水 栓	16 栓 <u>12 基 (192)</u>																																																					
			4 栓 <u>386 基 (1,544)</u>																																																					
			携帯型 4 栓 250 基 (1,000) 携帯型 2 栓 <u>176 基 (352)</u>																																																					
		地 下 式 給 水 栓	<u>266 か所 (1,064)</u>																																																					
		略 給水能力-4 (その他) 平成 24 年 4 月 1 日																																																						
資 機 材 名	数 量	備 考																																																						
応 急 給 水 槽	<u>99</u>	容量 1.0m ³ (上下水道局 <u>83</u> 、区役所 16)																																																						
資 機 材 名	数 量 (給水栓数)																																																							
常 設 給 水 栓	14 か所 (148)																																																							
仮 設 給 水 栓	16 栓 <u>9 基 (144)</u>																																																							
	4 栓 <u>136 基 (544)</u>																																																							
	携帯型 4 栓 250 基 (1,000) 携帯型 2 栓 <u>182 基 (364)</u>																																																							
地 下 式 給 水 栓	<u>267 か所 (1,068)</u>																																																							
略 給水能力-4 (その他) 平成 25 年 4 月 1 日																																																								
資 機 材 名	数 量	備 考																																																						
応 急 給 水 槽	<u>100</u>	容量 1.0m ³ (上下水道局 <u>84</u> 、区役所 16)																																																						

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考												
		飲料水自動袋詰装置(固定) 1 55袋/分 1袋500cc入り(消防局1)	飲料水自動袋詰装置(固定) 1 55袋/分 1袋500cc入り(消防局1)													
		簡易ポリエチレン容器 124,000 5ℓ/個(上下水道局)	簡易ポリエチレン容器 124,000 5ℓ/個(上下水道局)													
		ろ過器 16 ろ過能力1.3m ³ /時(各区役所)	ろ過器 16 ろ過能力1.3m ³ /時(各区役所)													
		略	略													
48	347	<p>【電信電話施設応急復旧計画 (西日本電信電話株式会社)】</p> <p>第1 電信電話施設の現況 名古屋支店管内(名古屋市内38交換ビルエリア)の設備状況は、次表に示すとおりである。</p> <p>平成 <u>23</u>年3月現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施 設 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入電話数(ビル電話含む)</td> <td><u>540</u>千加入</td> </tr> <tr> <td>公衆電話数</td> <td><u>4.8</u>千台</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 被害想定 1 設備被害 従来の想定東海地震の発生では通信設備の被害はないとしてきましたが、<u>阪神淡路大震災</u>の経験を踏まえたときには相当の被害が想定される。</p> <p>略</p>	区 分	施 設 数	加入電話数(ビル電話含む)	<u>540</u> 千加入	公衆電話数	<u>4.8</u> 千台	<p>【電信電話施設応急復旧計画 (西日本電信電話株式会社)】</p> <p>第1 電信電話施設の現況 名古屋支店管内(名古屋市内38交換ビルエリア)の設備状況は、次表に示すとおりである。</p> <p>平成 <u>25</u>年3月現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施 設 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入電話数(ビル電話含む)</td> <td><u>447</u>千加入</td> </tr> <tr> <td>公衆電話数</td> <td><u>3.8</u>千台</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 被害想定 1 設備被害 従来の想定東海地震の発生では通信設備の被害はないとしてきましたが、<u>兵庫県南部地震や東北地方太平洋沖地震等</u>の経験を踏まえたときには相当の被害が想定される。</p> <p>略</p>	区 分	施 設 数	加入電話数(ビル電話含む)	<u>447</u> 千加入	公衆電話数	<u>3.8</u> 千台	<p>時点修正 文言整理</p>
区 分	施 設 数															
加入電話数(ビル電話含む)	<u>540</u> 千加入															
公衆電話数	<u>4.8</u> 千台															
区 分	施 設 数															
加入電話数(ビル電話含む)	<u>447</u> 千加入															
公衆電話数	<u>3.8</u> 千台															

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
49	352	<p>【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス株式会社）】</p> <p>第1 ガス施設の現況</p> <p>東邦ガスは、名古屋市を中心に、愛知県、岐阜県、三重県の <u>52</u> 市 <u>21</u> 町 1 村の約 <u>228</u> 万戸に対しガスを供給している。</p> <p>ガスの供給方式は、高圧、中圧A、中圧B、低圧の4段階方式を採用しており、ガス導管は地域社会の発展に応じて、都市ガスを安定供給するため、拡充、整備に努めており、現在における導管延長は、約2万 <u>6</u> 千 km である。製造所は、知多市に知多 LNG 共同基地、知多緑浜工場及び知多熱調センター、四日市市に四日市工場、津市に津 LNG ステーションを所有している。</p> <p>また、各供給所には、球形ホルダーを保有しており、そのガス貯蔵能力は、公称 <u>2,229</u> 千 m³ となっている。</p> <p>1 略</p>	<p>【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス株式会社）】</p> <p>第1 ガス施設の現況</p> <p>東邦ガスは、名古屋市を中心に、愛知県、岐阜県、三重県の <u>53</u> 市 <u>19</u> 町 1 村の約 <u>232</u> 万戸に対しガスを供給している。</p> <p>ガスの供給方式は、高圧、中圧A、中圧B、低圧の4段階方式を採用しており、ガス導管は地域社会の発展に応じて、都市ガスを安定供給するため、拡充、整備に努めており、現在における導管延長は、約2万 <u>8</u> 千 km である。製造所は、知多市に知多 LNG 共同基地、知多緑浜工場及び知多熱調センター、四日市市に四日市工場、津市に津 LNG ステーションを所有している。</p> <p>また、各供給所には、球形ホルダーを保有しており、そのガス貯蔵能力は、公称 <u>1,929</u> 千 m³ となっている。</p> <p>1 略</p>	<p>時点修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																																																																																																																			
50	353	<p>2 ガスホルダー設置数 (平成 22 年 3 月末)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>公称容量 (m³)</th> <th>×</th> <th>基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">桜田供給所</td> <td>200,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>100,000</td> <td>×</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>日比津供給所</td> <td>100,000</td> <td>×</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>鶴里供給所</td> <td>100,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">守山供給所</td> <td>200,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>100,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>日進供給所</td> <td>200,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>半田供給所</td> <td>200,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>丹陽供給所</td> <td>200,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上野供給所</td> <td>200,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>100,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>津供給所</td> <td>75,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>伊勢供給所</td> <td>21,000</td> <td>×</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>四日市供給所</td> <td>85,000</td> <td>×</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>桑名供給所</td> <td>21,000</td> <td>×</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">合計</td> <td>200,000</td> <td>×</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>100,000</td> <td>×</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>75,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>21,000</td> <td>×</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>85,000</td> <td>×</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">(計 2,229,000)</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	種別	公称容量 (m ³)	×	基数	桜田供給所	200,000	×	1	100,000	×	2	日比津供給所	100,000	×	2	鶴里供給所	100,000	×	1	守山供給所	200,000	×	1	100,000	×	1	日進供給所	200,000	×	1	半田供給所	200,000	×	1	丹陽供給所	200,000	×	1	上野供給所	200,000	×	1	100,000	×	1	津供給所	75,000	×	1	伊勢供給所	21,000	×	2	四日市供給所	85,000	×	2	桑名供給所	21,000	×	2	合計	200,000	×	6	100,000	×	7	75,000	×	1	21,000	×	4	85,000	×	2	(計 2,229,000)				<p>2 ガスホルダー設置数 (平成 22 年 3 月末)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>公称容量 (m³)</th> <th>×</th> <th>基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">桜田供給所</td> <td>200,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>100,000</td> <td>×</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>日比津供給所</td> <td>100,000</td> <td>×</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>鶴里供給所</td> <td>100,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">守山供給所</td> <td>200,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>100,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>日進供給所</td> <td>200,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>半田供給所</td> <td>200,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>丹陽供給所</td> <td>200,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津供給所</td> <td>75,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>伊勢供給所</td> <td>21,000</td> <td>×</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>四日市供給所</td> <td>85,000</td> <td>×</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>桑名供給所</td> <td>21,000</td> <td>×</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">合計</td> <td>200,000</td> <td>×</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>100,000</td> <td>×</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>75,000</td> <td>×</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>21,000</td> <td>×</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>85,000</td> <td>×</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">(計 1,929,000)</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	種別	公称容量 (m ³)	×	基数	桜田供給所	200,000	×	1	100,000	×	2	日比津供給所	100,000	×	2	鶴里供給所	100,000	×	1	守山供給所	200,000	×	1	100,000	×	1	日進供給所	200,000	×	1	半田供給所	200,000	×	1	丹陽供給所	200,000	×	1	(削除)	(削除)			(削除)	(削除)			津供給所	75,000	×	1	伊勢供給所	21,000	×	2	四日市供給所	85,000	×	2	桑名供給所	21,000	×	2	合計	200,000	×	5	100,000	×	6	75,000	×	1	21,000	×	4	85,000	×	2	(計 1,929,000)				<p>廃止に伴う修正</p>
種別	公称容量 (m ³)	×	基数																																																																																																																																																																				
桜田供給所	200,000	×	1																																																																																																																																																																				
	100,000	×	2																																																																																																																																																																				
日比津供給所	100,000	×	2																																																																																																																																																																				
鶴里供給所	100,000	×	1																																																																																																																																																																				
守山供給所	200,000	×	1																																																																																																																																																																				
	100,000	×	1																																																																																																																																																																				
日進供給所	200,000	×	1																																																																																																																																																																				
半田供給所	200,000	×	1																																																																																																																																																																				
丹陽供給所	200,000	×	1																																																																																																																																																																				
上野供給所	200,000	×	1																																																																																																																																																																				
	100,000	×	1																																																																																																																																																																				
津供給所	75,000	×	1																																																																																																																																																																				
伊勢供給所	21,000	×	2																																																																																																																																																																				
四日市供給所	85,000	×	2																																																																																																																																																																				
桑名供給所	21,000	×	2																																																																																																																																																																				
合計	200,000	×	6																																																																																																																																																																				
	100,000	×	7																																																																																																																																																																				
	75,000	×	1																																																																																																																																																																				
	21,000	×	4																																																																																																																																																																				
	85,000	×	2																																																																																																																																																																				
(計 2,229,000)																																																																																																																																																																							
種別	公称容量 (m ³)	×	基数																																																																																																																																																																				
桜田供給所	200,000	×	1																																																																																																																																																																				
	100,000	×	2																																																																																																																																																																				
日比津供給所	100,000	×	2																																																																																																																																																																				
鶴里供給所	100,000	×	1																																																																																																																																																																				
守山供給所	200,000	×	1																																																																																																																																																																				
	100,000	×	1																																																																																																																																																																				
日進供給所	200,000	×	1																																																																																																																																																																				
半田供給所	200,000	×	1																																																																																																																																																																				
丹陽供給所	200,000	×	1																																																																																																																																																																				
(削除)	(削除)																																																																																																																																																																						
(削除)	(削除)																																																																																																																																																																						
津供給所	75,000	×	1																																																																																																																																																																				
伊勢供給所	21,000	×	2																																																																																																																																																																				
四日市供給所	85,000	×	2																																																																																																																																																																				
桑名供給所	21,000	×	2																																																																																																																																																																				
合計	200,000	×	5																																																																																																																																																																				
	100,000	×	6																																																																																																																																																																				
	75,000	×	1																																																																																																																																																																				
	21,000	×	4																																																																																																																																																																				
	85,000	×	2																																																																																																																																																																				
(計 1,929,000)																																																																																																																																																																							
51	354	<p>3 略 4 ガス製造施設</p>	<p>3 略 4 ガス製造施設</p>	<p>時点修正</p>																																																																																																																																																																			

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前								修正後								備考																																																																																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ガス発生設備</th> <th colspan="4">公称能力</th> <th colspan="2">ガスホルダー</th> <th rowspan="2">所在地</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>基数</th> <th>原料</th> <th>処理量 (1日当り)</th> <th>ガス発生量 ($\text{m}^3/\text{日}$) 46.05MJ換算</th> <th>容量 (m^3)</th> <th>基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知多熱調センター</td> <td>LPG増熱器</td> <td>5基</td> <td>プロパン</td> <td>4,986 t</td> <td>5,465,000</td> <td>814,500</td> <td>1基</td> <td>知多市北浜町23</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>									ガス発生設備		公称能力				ガスホルダー		所在地	種類	基数	原料	処理量 (1日当り)	ガス発生量 ($\text{m}^3/\text{日}$) 46.05MJ換算	容量 (m^3)	基数	知多熱調センター	LPG増熱器	5基	プロパン	4,986 t	5,465,000	814,500	1基	知多市北浜町23	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ガス発生設備</th> <th colspan="4">公称能力</th> <th colspan="2">ガスホルダー</th> <th rowspan="2">所在地</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>基数</th> <th>原料</th> <th>処理量 (1日当り)</th> <th>ガス発生量 ($\text{m}^3/\text{日}$) 46.05MJ換算</th> <th>容量 (m^3)</th> <th>基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知多熱調センター</td> <td>LPG増熱器</td> <td>4基</td> <td>プロパン</td> <td>4,936 t</td> <td>5,410,000</td> <td>814,500</td> <td>1基</td> <td>知多市北浜町23</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>									ガス発生設備		公称能力				ガスホルダー		所在地	種類	基数	原料	処理量 (1日当り)	ガス発生量 ($\text{m}^3/\text{日}$) 46.05MJ換算	容量 (m^3)	基数	知多熱調センター	LPG増熱器	4基	プロパン	4,936 t	5,410,000	814,500	1基	知多市北浜町23	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
	ガス発生設備		公称能力				ガスホルダー		所在地																																																																																																																																					
	種類	基数	原料	処理量 (1日当り)	ガス発生量 ($\text{m}^3/\text{日}$) 46.05MJ換算	容量 (m^3)	基数																																																																																																																																							
知多熱調センター	LPG増熱器	5基	プロパン	4,986 t	5,465,000	814,500	1基	知多市北浜町23																																																																																																																																						
略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																																						
略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																																						
略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																																						
略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																																						
	ガス発生設備		公称能力				ガスホルダー		所在地																																																																																																																																					
	種類	基数	原料	処理量 (1日当り)	ガス発生量 ($\text{m}^3/\text{日}$) 46.05MJ換算	容量 (m^3)	基数																																																																																																																																							
知多熱調センター	LPG増熱器	4基	プロパン	4,936 t	5,410,000	814,500	1基	知多市北浜町23																																																																																																																																						
略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																																						
略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																																						
略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																																						
略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																																						
52	361	<p>第27節 交通施設の応急対策</p> <p>【市営交通】</p> <p>第1~3 略</p> <p>第4 活動要領</p> <p>1 地下鉄</p> <p>(1)、(6) 略</p> <p>(7) 地下鉄建設現場</p> <p>地下鉄建設現場が被災した場合は、ただちに関係業者と協力して応急復旧をする。また、必要に応じて所轄警察署との連絡を図り、交通規制等の要請をする。</p> <p>(8)、(9) 略</p> <p>2 バス</p> <p>(1) 運転</p> <p>ア 運転士は、運転中地震により危険を感知したときは、適切な状況判断に基づき車両を安全な場所へ移動する。これが不可能な場合は、乗客を誘導退避させた後、車両</p>								<p>第27節 交通施設の応急対策</p> <p>【市営交通】</p> <p>第1~3 略</p> <p>第4 活動要領</p> <p>1 地下鉄</p> <p>(1)、(6) 略</p> <p>(7) 地下鉄工事現場</p> <p>地下鉄工事現場が被災した場合は、ただちに関係業者と協力して応急復旧をする。また、必要に応じて所轄警察署との連絡を図り、交通規制等の要請をする。</p> <p>(8)、(9) 略</p> <p>2 バス</p> <p>(1) 運転</p> <p>ア 運転士は、運転中地震により危険を感知したときは、適切な状況判断に基づき車両を安全な場所へ移動する。これが不可能な場合は、乗客を誘導退避させた後、車両</p>								文言整理																																																																																																																												

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>の保安措置をするとともに所属の営業所へ連絡する。</p> <p>イ 各営業所は、営業路線の被害状況等情報収集に努め、自動車運転課に連絡するとともに、すみやかに非常用運転計画をたて輸送の確保に努める。</p>	<p>の保安措置をするとともに所属の営業所 (猪高営業所御器所分所を含む) へ連絡する。</p> <p>イ 各営業所 (猪高営業所御器所分所を含む) は、営業路線の被害状況等情報収集に努め、自動車運転課に連絡するとともに、すみやかに非常用運転計画をたて輸送の確保に努める。</p>	
53	362	<p>ウ 津波警報が発表された場合は、安全を確保したうえで、注意運行を実施する。</p> <p>略</p>	<p>ウ 大津波警報又は津波警報が発表された場合は、安全を確保したうえで、注意運行を実施する。</p> <p>略</p>	気象庁の発表名変更に伴う修正
54	365	<p style="text-align: center;">【名古屋鉄道株式会社】</p> <p style="text-align: center;">第1 略</p> <p style="text-align: center;">第2 対策</p> <p>1 災害対策本部の設置 災害が発生したときはその被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。</p> <p>2 応急措置 (1) 乗務員関係 ア 地震等による異状を感知したときは高い盛土区間、深い切取区間、橋梁の上、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。</p> <p>イ 異状を認めたときは駅または運転指令へ連絡をする。</p> <p>ウ 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。</p> <p>エ 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。</p> <p>(2) 駅関係 ア 地震等による異状を認めたときは、列車の停止手配を</p>	<p style="text-align: center;">【名古屋鉄道株式会社】</p> <p style="text-align: center;">第1 略</p> <p style="text-align: center;">第2 対策</p> <p>1 災害対策本部の設置 災害が発生したときはその被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、すみやかに応急対策を実施する。</p> <p>2 応急措置 (1) 乗務員関係 ア 地震等による異常を感知したときは高い盛土区間、深い切取区間、橋梁の上、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、すみやかに列車を停止させる。</p> <p>イ 異常を認めたときは駅または運転指令へ連絡をする。</p> <p>ウ 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。</p> <p>エ 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。</p> <p>(2) 駅関係 ア 地震等による異常を認めたときは、列車の停止手配を</p>	文言整理

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>とるとともに列車の出発を見合わせる。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>オ 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ救護誘導を行って混乱の防止に努める。</p> <p>(3) 諸施設関係</p> <p>ア 略</p> <p>イ 被害が発生したときは、<u>速やかに</u>応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員の他、外注工事を行って早期復旧に努める。</p> <p>ウ 略</p> <p>略</p>	<p>とるとともに列車の出発を見合わせる。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>オ 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ<u>救護誘導</u>を行って混乱の防止に努める。</p> <p>(3) 諸施設関係</p> <p>ア 略</p> <p>イ 被害が発生したときは、<u>すみやかに</u>応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員の他、外注工事を行って早期復旧に努める。</p> <p>ウ 略</p> <p>略</p>	
55	367	<p>第 28 節 事業所等の安全対策</p> <p>略</p> <p>第 1 略</p> <p>第 2 有害化学物質等の安全対策</p> <p>1 有害化学物質流出事故状況の把握</p> <p>地震発生に伴う有害化学物質流出事故の状況を、事業所からの通報及び住民からの連絡等により把握するものとする。また、事業所はただちにその事故について応急措置を講じ、かつ速やかに復旧するものとする。</p> <p>2 石綿の飛散防止対策</p> <p>地震発生による建築物等の破損・倒壊に伴い、石綿が大気中に飛散することを防止するため、建築物等の所有者は「名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル」を参考に適正に対応するものとする。</p> <p>3 被害拡大の防止</p> <p>事故に係る市民への健康被害防止のため、事業所周辺の住民等に対し事故の状況を適宜広報するものとする。また状況</p>	<p>第 28 節 事業所等の安全対策</p> <p>略</p> <p>第 1 略</p> <p>第 2 有害化学物質等の安全対策</p> <p>1 有害化学物質流出事故状況の把握</p> <p><u>区本部保健所班は</u>、地震発生に伴う有害化学物質 (<u>毒物・劇物を含む</u>) の流出事故の状況を、事業所からの通報及び住民からの連絡等により把握するものとする。また、事業所はただちにその事故について応急措置を講じ、かつ速やかに復旧するものとする。</p> <p>2 石綿の飛散防止対策</p> <p>地震発生による建築物等の破損・倒壊に伴い、石綿が大気中に飛散することを防止するため、建築物等の所有者<u>及び市の関係部署</u>は「名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル」を参考に適正に対応するものとする。</p> <p>3 被害拡大の防止</p> <p><u>区本部保健所班は</u>、事故に係る市民への健康被害防止のため、事業所周辺の住民等に対し事故の状況を<u>区本部情報班と</u></p>	<p>文言整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考										
		<p>に応じ、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例等に基づいて、事業所に対し事故の拡大防止のため必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。</p>	<p><u>連携し</u>適宜広報するものとする。また状況に応じ、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例等に基づいて、事業所に対し事故の拡大防止のため必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。</p> <p><u>〔有害化学物質等の安全対策の流れ〕</u></p> <p>※次の左欄に掲げる区本部保健所班の主幹（公害対策）及び生活環境課の職員は、同表右欄に掲げる区本部保健所班の以下の事務を補助執行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の災害事故発生状況の把握及び測定に関すること ・環境保全対策に関すること <table border="1" data-bbox="1070 1125 1843 1340"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西区</td> <td>東区、北区、中村区及び中区</td> </tr> <tr> <td>港区</td> <td>熱田区及び中川区</td> </tr> <tr> <td>南区</td> <td>瑞穂区、緑区及び天白区</td> </tr> <tr> <td>名東区</td> <td>千種区、昭和区及び守山区</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	右欄	西区	東区、北区、中村区及び中区	港区	熱田区及び中川区	南区	瑞穂区、緑区及び天白区	名東区	千種区、昭和区及び守山区	
左欄	右欄													
西区	東区、北区、中村区及び中区													
港区	熱田区及び中川区													
南区	瑞穂区、緑区及び天白区													
名東区	千種区、昭和区及び守山区													
		第 2 略	第 2 略											

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																								
56	377	<p style="text-align: center;">第 4 章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 民生安定のための緊急措置</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 1～5 略</p> <p style="text-align: center;">第 6 生活福祉資金の貸付</p> <p>略</p> <p>注1 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいて災害援護資金の貸付が行われた場合は、この要綱に基づく貸付は行わない。</p> <p>2 申込みは、区社会福祉協議会に行う。</p> <p>3 表中の貸付条件は、目安であり、個別の状況により、上限額580万円以内、据置期間6月以内、償還期間20年以内で貸付可能。</p> <p style="text-align: center;">第 8 災害復旧資金の融資</p> <p>1 略</p> <p>2 中小企業関係の融資</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資 金 名</th> <th>資金の種類</th> <th>貸付金額</th> <th>利 率 (※) (年 利)</th> <th>融 資 期 間</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模企業等振興 資 金 (災害復旧 資 金)</td> <td>災害復旧に 必要な事業 上の設備・ 運転資金</td> <td>5,000万円以内</td> <td>1.5%</td> <td>設備資金 7年以内 運転資金 5年以内</td> <td>信用保証付</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 申込みのできる方は、災害救助法が適用された地域内の被災中小企業者及び県内 7 市町村（名古屋市においては区）以上に災害救助法が適用された災害による被災中小企業者。</p> <p style="text-align: center;">(※) 平成 24 年 4 月 1 日現在</p>	資 金 名	資金の種類	貸付金額	利 率 (※) (年 利)	融 資 期 間	備 考	小規模企業等振興 資 金 (災害復旧 資 金)	災害復旧に 必要な事業 上の設備・ 運転資金	5,000万円以内	1.5%	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	信用保証付	<p style="text-align: center;">第 2 章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 民生安定のための緊急措置</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 1～5 略</p> <p style="text-align: center;">第 6 生活福祉資金の貸付</p> <p>略</p> <p>注1 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいて災害援護資金の貸付が行われた場合は、この要綱に基づく貸付は行わない。</p> <p>2 申込みは、区社会福祉協議会に行う。</p> <p>3 表中の貸付条件は、目安であり、個別の状況により、上限額580万円以内、据置期間2年以内、償還期間20年以内で貸付可能。</p> <p style="text-align: center;">第 8 災害復旧資金の融資</p> <p>1 略</p> <p>2 中小企業関係の融資</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資 金 名</th> <th>資金の種類</th> <th>貸付金額</th> <th>利 率 (※) (年 利)</th> <th>融 資 期 間</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模企業等振興 資 金 (災害復旧 資 金)</td> <td>災害復旧に 必要な事業 上の設備・ 運転資金</td> <td>5,000万円以内</td> <td>1.5%</td> <td>設備資金 7年以内 運転資金 5年以内</td> <td>信用保証付</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 申込みのできる方は、災害救助法が適用された地域内の被災中小企業者及び県内 7 市町村（名古屋市においては区）以上に災害救助法が適用された災害による被災中小企業者。</p> <p style="text-align: center;">(※) 平成 25 年 4 月 1 日現在</p>	資 金 名	資金の種類	貸付金額	利 率 (※) (年 利)	融 資 期 間	備 考	小規模企業等振興 資 金 (災害復旧 資 金)	災害復旧に 必要な事業 上の設備・ 運転資金	5,000万円以内	1.5%	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	信用保証付	<p style="text-align: center;">時点修正</p>
資 金 名	資金の種類	貸付金額	利 率 (※) (年 利)	融 資 期 間	備 考																							
小規模企業等振興 資 金 (災害復旧 資 金)	災害復旧に 必要な事業 上の設備・ 運転資金	5,000万円以内	1.5%	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	信用保証付																							
資 金 名	資金の種類	貸付金額	利 率 (※) (年 利)	融 資 期 間	備 考																							
小規模企業等振興 資 金 (災害復旧 資 金)	災害復旧に 必要な事業 上の設備・ 運転資金	5,000万円以内	1.5%	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	信用保証付																							

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
57	379	略	<p>第9 復旧・復興事業からの暴力団排除 <u>県警察は、復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</u></p>	防災基本計画の修正に伴う修正